

淡路広域水道企業団 令和4年度水質検査計画



淡路広域水道企業団

水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合した安全な給水を保障するうえで不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために水質検査項目と検査頻度等を定めたものです。

水質検査計画の内容

- 1 水質検査計画に関する基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 検査項目と検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査計画及び検査結果の公表
- 9 水質検査の精度管理及び信頼性保証
(参考資料)
 - ・ 水質基準項目の解説

1 水質検査計画に関する基本方針

淡路広域水道企業団では、水道水質基準に適合した安全な水道水を供給するため、水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

(1) 検査地点

検査の地点は淡路島内の次のような場所を選定します。

- ・ 給水栓、配水池等（お客様に供給する水：浄水）
- ・ 水源、浄水場（水源の水：原水）

(2) 検査項目

浄水については水道法で検査を義務づけられている水質基準項目と水質管理目標設定項目の一部（主に消毒のための塩素により生成される消毒副生成物）の検査を行います。

また、原水については水質基準項目の内、消毒副生成物・味を除く 39 項目と耐塩素性病原性微生物（クリプトスポリジウム等）及びその指標菌、水質管理目標設定項目（主に消毒副生成物以外）、その他項目（アンモニア態窒素等後に挙げる 2 項目または 6 項目）の検査を行います。

(3) 検査頻度

色、濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、検査地点の給水栓で毎日行います。

水道法に基づく水質基準項目の検査は、一般細菌、大腸菌などの毎月 9 項目について月 1 回、消毒副生成物などの項目について 3 ヶ月に 1 回、従来からの水質検査で常に安定して良好な水質が保たれていると判断されるその他の省略可能項目についても、年 1 回の検査を原則とします。

2 水道事業の概要

淡路広域水道企業団では、地下水（浅井戸、深井戸）、貯水池水（ダム水を含む）及び河川表流水の自己水源と、兵庫県水道用水供給事業（以下、県営水道とする）から受水した浄水を水源として使用しています。水道施設の管理は、本庁及び淡路市、洲本市、南あわじ市の各サービスセンターで分割して実施しています。本庁では県営水道、三原浄水場及び南淡浄水場を管理し、各サービスセンターではそれぞれの市内の浄水場等を管理しています。

(1) 自己水源

自己水源は淡路島内 38 箇所の浄水場において浄水処理し、給水しています。浄水施設の概要は表-1 のとおりです。

表-1 浄水施設の概要

○ 本庁管理

浄水場名	水源種別	浄水処理方法	浄水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	主な使用薬品	主な配水池
三原	表流水(2箇所)	凝集沈殿 急速ろ過	5,200	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム ソーダ灰(炭酸ナトリウム) 活性炭	上田高区 潮美台
南淡	表流水(1箇所)	凝集沈殿 急速ろ過	1,900	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム ソーダ灰(炭酸ナトリウム) 活性炭	潮美台 河内谷

○ 淡路市サービスセンター管理

・ 淡路市津名地区

浄水場名	水源種別	浄水処理方法	浄水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	主な使用薬品	主な配水池
志筑	深井戸(4箇所)	凝集沈殿 急速ろ過	11,300	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム	志筑2・3

・ 淡路市岩屋地区

浄水場名	水源種別	浄水処理方法	浄水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	主な使用薬品	主な配水池
松帆	浅井戸(1箇所) 深井戸(1箇所) 表流水(2箇所)	膜ろ過	2,000	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム 希硫酸	西岡
御手洗	深井戸(3箇所)	凝集沈殿 急速ろ過	800	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム	御手洗

・ 淡路市北淡地区

浄水場名	水源種別	浄水処理方法	浄水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	主な使用薬品	主な配水池
室津	表流水(1箇所) 深井戸(2箇所)	凝集沈殿 急速ろ過	3,400	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ(水酸化ナトリウム) 希硫酸	室津里 撫
撫	深井戸(4箇所)	塩素滅菌	2,900	次亜塩素酸ナトリウム	撫

・淡路市一宮地区

浄水場名	水源種別	浄水処理方法	浄水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	主な使用薬品	主な配水池
尾崎	深井戸(1箇所)	急速ろ過	1,000	次亜塩素酸ナトリウム	尾崎
園出	深井戸(1箇所)	急速ろ過	500	次亜塩素酸ナトリウム	尾崎高区 北山 遠田
下河合	深井戸(1箇所)	除鉄 除マンガン	1,000	次亜塩素酸ナトリウム	北山
遠田	深井戸(1箇所)	急速ろ過	830	次亜塩素酸ナトリウム	遠田

・淡路市東浦地区

浄水場名	水源種別	浄水処理方法	浄水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	主な使用薬品	主な配水池
楠本	浅井戸(2箇所) 表流水(1箇所) 表流水(予備1箇所)	凝集沈殿 急速ろ過 オゾン 活性炭	1,540	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ [※] (水酸化ナトリウム) 希硫酸	楠本
久留麻	深井戸(4箇所)	除鉄 除マンガン	1,530	次亜塩素酸ナトリウム	久留麻
河内	湖沼水源(1箇所)	凝集沈殿 急速ろ過 オゾン 活性炭	1,000	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ [※] (水酸化ナトリウム) 希硫酸	河内
月の山	深井戸(1箇所)	塩素滅菌	510	次亜塩素酸ナトリウム	月の山

○ 洲本市サービスセンター管理

・ 洲本市洲本地区

浄水場名	水源種別	浄水処理方法	浄水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	主な使用薬品	主な配水池
宇原	表流水(1箇所) 深井戸(予備6箇所)	凝集沈殿 急速ろ過	7,050	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ(水酸化ナトリウム) 活性炭	宇原 安坂 平安浦
曲田山	表流水(2箇所) 深井戸(予備4箇所)	凝集沈殿 急速ろ過	9,000	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ(水酸化ナトリウム) 活性炭	曲田山 小路谷
竹原	表流水(1箇所)	凝集沈殿 急速ろ過	12	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム	竹原
天川	表流水(1箇所)	凝集沈殿 急速ろ過	3,150	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ(水酸化ナトリウム)	天川
鮎屋	表流水(1箇所)	凝集沈殿 急速ろ過	3,360	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ(水酸化ナトリウム)	鮎屋
奥畑	深井戸(1箇所)	凝集沈殿 急速ろ過	24	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ(水酸化ナトリウム)	奥畑
相川	表流水(1箇所)	凝集沈殿 急速ろ過	33	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム	相川
中津川	表流水(1箇所)	凝集沈殿 急速ろ過	27	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム ソーダ灰(炭酸ナトリウム)	中津川

・ 洲本市五色地区

浄水場名	水源種別	浄水処理方法	浄水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	主な使用薬品	主な配水池
広石	深井戸(2箇所)	急速ろ過 (マイクロフック・ 圧力式)	2,000	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム	白巣減圧槽 小山田
鳥飼	深井戸(3箇所)	急速ろ過 (マイクロフック・ 圧力式)	2,150	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム	長池

○ 南あわじ市サービスセンター管理

・南あわじ市緑地区

浄水場名	水源種別	浄水処理方法	浄水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	主な使用薬品	主な配水池
広田	浅井戸(1箇所) 浅井戸(予備3箇所) 深井戸(2箇所) 深井戸(予備1箇所)	凝集沈殿 急速ろ過 除鉄	450	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム	広田
中筋	浅井戸(1箇所)	凝集沈殿 急速ろ過 活性炭	1,500	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム	中筋

・南あわじ市西淡地区

浄水場名	水源種別	浄水処理方法	浄水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	主な使用薬品	主な配水池
西淡松帆	深井戸(5箇所)	凝集沈殿 急速ろ過	3,030	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム ソーダ灰(炭酸ナトリウム)	松帆
慶野	深井戸(1箇所)	塩素滅菌	230	次亜塩素酸ナトリウム	慶野(加圧配水)
津井	表流水(1箇所)	凝集沈殿 急速ろ過 活性炭	600	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム ソーダ灰(炭酸ナトリウム)	津井

・南あわじ市三原地区

浄水場名	水源種別	浄水処理方法	浄水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	主な使用薬品	主な配水池
上田	表流水(2箇所) 深井戸(1箇所)	凝集沈殿 急速ろ過	2,800	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ(水酸化ナトリウム)	上田高区 上田中区 上田低区
寺内	深井戸(3箇所)	除鉄 除マンガン	1,000	次亜塩素酸ナトリウム	上田中区 上田低区
徳長	深井戸(3箇所)	除鉄 除マンガン	1,200	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム	佐礼尾
野原	深井戸(1箇所)	除鉄 除マンガン	650	次亜塩素酸ナトリウム	野原 (加圧配水)

・南あわじ市南淡地区

浄水場名	水源種別	浄水処理方法	浄水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	主な使用薬品	主な配水池
長見山	表流水(1箇所)	凝集沈殿 急速ろ過	1,350	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ(水酸化ナトリウム) 活性炭	長見山高区 長見山低区
生子	表流水(1箇所)	凝集沈殿 急速ろ過	2,500	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ(水酸化ナトリウム)	生子高区 生子低区
河内谷	深井戸(1箇所)	凝集沈殿 急速ろ過	1,050	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ(水酸化ナトリウム)	河内谷
倉川	表流水(2箇所)	凝集沈殿 急速ろ過	550	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ(水酸化ナトリウム)	倉川

(2) 県営水道受水

自己水源の他に、県営水道より受水した浄水を淡路島内に給水しています。県営水道受水の概要は表-2のとおりです。

表-2 県営水道受水の概要

浄水場名	水源種別	浄水処理方法	最大受水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)
神出 (兵庫県企業庁)	吞吐ダム	凝集沈殿 急速ろ過	17,650

3 原水及び水道水の状況

(1) 水道原水の水質で留意すべき状況

水源種別は、地下水(浅井戸、深井戸)、貯水池水(ダム水を含む)及び河川表流水と多岐にわたっています。これらの水源における過去の水質試験結果から、水源種別ごとの水質汚染要因と水質を管理する上で特に留意すべき水質基準項目を表-3に示します。

表-3 水質汚染要因と留意すべき項目

水源種別	水質汚染の要因 (水質監視のポイント)	水質管理において特に 留意すべき水質基準項目	その他の留意すべき事項
地下水 (浅井戸、 深井戸)	- 生活排水 - 工場排水 - 畜舎等排水 - 地質由来	- 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 - 亜硝酸態窒素 - フッ素及びその化合物 - 亜鉛及びその化合物 - 鉄及びその化合物 - マンガン及びその化合物 - カルシウム、マグネシウム等 (硬度) - 蒸発残留物 - 有機物 (TOC) - 濁度 - 色度	・クリプトスポリジウム指標菌 (大腸菌、嫌気性芽胞菌)の監視
貯水池水 (ダム水含む)	- 地質由来 - 藻類プランクトン - 畜舎等排水	・アルミニウム及びその化合物 ・鉄及びその化合物 ・マンガン及びその化合物 ・カルシウム、マグネシウム等 (硬度) ・蒸発残留物 ・ジェオスミン ・2-メチルイソボルネオール ・濁度 ・色度	・クリプトスポリジウム指標菌 (大腸菌、嫌気性芽胞菌)の監視
表流水	・降雨 ・生活排水 ・工場排水 ・畜舎排水	・フッ素及びその化合物 ・カルシウム、マグネシウム等 (硬度) ・蒸発残留物 ・濁度 ・色度	・クリプトスポリジウム指標菌 (大腸菌、嫌気性芽胞菌)の監視

(2) 浄水場・配水池の水質で留意すべき状況

浄水場では、水道原水の水質状況に応じて、薬品の注入量を調整するなど、浄水処理を適切に行い安全な水道水を供給しています。浄水の定期水質検査の結果は、水質基準を下回っています。

しかし、水質基準を満足していても浄水場使用薬品、浄水処理で生成する物質及び資機材からの由来で注意すべき項目もあります。これらの項目を表-4に示します。

表-4 浄水処理で注意すべき項目

項 目	原 因
アルミニウム	凝集剤（ポリ塩化アルミニウム）由来
臭素酸、塩素酸	塩素剤（次亜塩素酸ナトリウム）由来
トリハロメタン類 (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、ブロモジクロロメタン、プロモホルム) ハロ酢酸類 (クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸)	浄水処理で生成

4 検査地点

水質検査のための浄水の採水は、原則として配水池ごとに 1 箇所以上の管末の給水栓により行うものとし、淡路島内 72 箇所を採水場所として選定しています。

表-5 に浄水場系統別の採水場所を示します。

また、原水については淡路島内 81 箇所ですべて採水を行います。

	浄水場	主な配水池	採水場所	番号
本庁	県営水道受水	倭文配水池	倭文配水池	A-1
	三原浄水場	上田高区配水池	上田高区配水池	A-2
	南淡浄水場	河内谷配水池	南淡浄水場	A-3
淡路市サービスセンター	志筑浄水場	志筑第 2 配水池	天神の郷加圧ポンプ場	B-1
	志筑浄水場、県営水道受水	志筑第 3 配水池	志筑公民館	B-2
	県営水道受水	大谷第 1・2 配水池 佐野第 1・2・3 配水池	小井浄水場	B-3
	県営水道受水	北部高区配水池	興隆寺会館	B-4
	県営水道受水	大町配水池	海平の郷配水池	B-5
	御手洗浄水場、県営水道受水	御手洗配水池	温泉会館跡地	B-6
	県営水道受水	南鶴崎配水池 鶴崎配水池	鶴崎浄水場	B-7
	松帆浄水場、県営水道受水	西岡配水池	松帆浄水場	B-8
	撫配水池、県営水道受水	撫配水池	小倉配水池	B-9
	第 2 浄水場	五斗長配水池	育波分団消防器具庫	B-10
	室津浄水場	西部配水池	室津里配水池	B-11
	県営水道受水	常盤配水池	中持浄水場	B-12
	県営水道受水	江崎配水池	江崎配水池	B-13
	県営水道受水	仁井配水池	仁井配水池	B-14
	県営水道受水	常隆寺配水池	常隆寺加圧所	B-15
	尾崎浄水場	尾崎配水池	尾崎浄水場	B-16
	遠田浄水場	遠田配水池	下河合浄水場	B-17
	園出浄水場	尾崎高区配水池 北山配水池	園出浄水場	B-18
	下河合浄水場、県営水道受水	北山配水池	下河合浄水場	B-19
	下河合浄水場、県営水道受水	柳沢配水池	柳沢加圧ポンプ場	B-20
	県営水道受水	桃川第 2 配水池	江井コミセン	B-21
	月の山浄水場	月の山配水池	釜口老人福祉センター	B-22
	河内谷浄水場	河内配水池	吹き戻しの里付近	B-23
	久留麻配水池、県営水道受水	久留麻配水池	仮屋漁港公園	B-24
	楠本浄水場、県営水道受水	楠本配水池	東浦バスターミナル	B-25

	浄水場	主な配水池	採水場所	番号
洲本市サービスセンター	宇原浄水場	宇原配水池	物部消防センター	C-1
	宇原浄水場・県営水道受水	安坂配水池	中川原消防分団	C-2
		宇山高台配水池	し尿処理場跡	C-3
		平安浦配水池	平安浦霊園	C-4
		平安浦配水池	平安浦霊園	C-4
	曲田山浄水場	曲田山配水池	炬口庁舎	C-5
		小路谷配水池	大継新橋	C-6
	竹原浄水場	竹原配水池	ダム事務所	C-7
	天川浄水場	天川配水池	由良中学校	C-8
	鮎屋浄水場	鮎屋配水池	納台	C-9
	奥畑浄水場	奥畑配水池	武田宅付近	C-10
	県営水道受水	ニツ石配水池	安平公民館	C-11
	県営水道受水	白巣配水池	鮎原葛尾	C-12
	広石浄水場・県営水道受水	白巣減圧槽	安住寺	C-13
	鳥飼浄水場	長池配水池	鳥飼浦リッチランド	C-14
	鳥飼、広石浄水場、県営水道受水	小山田配水池	都志米山	C-15
	相川浄水場	相川配水池	畑田浄水場	C-16
	中津川浄水場	中津川配水池	バス停付近	C-17
南あわじ市サービスセンター	広田浄水場、県営水道受水	広田配水池	広田第1水源	D-1
	県営水道受水	山添配水池	山添加圧所	D-2
	中筋浄水場	中筋配水池	緑庁舎	D-3
	中筋浄水場・県営水道受水	倭文配水池	倭文市民交流センター	D-4
	西淡松帆浄水場・県営水道受水	松帆配水池	西路公園	D-5
	慶野浄水場	慶野配水池	慶野海水浴場	D-6
	津井浄水場	津井浄水場	西淡グラウンド	D-7
	県営水道受水	志知配水池	志知口加圧所	D-8
	県営水道受水	阿那賀配水池	伊毘浄化センター	D-9
	上田浄水場、三原浄水場	上田高区配水池	三原浄水場付近	D-10
	上田浄水場 三原浄水場 寺内浄水場	上田中区配水池	南あわじ市学校給食センター	D-11
			入田公会堂	D-12
		上田低区配水池	南あわじ市役所	D-13
	徳長浄水場、三原浄水場	佐礼尾配水池	市徳長水源前給水栓	D-14
	県営水道受水	松田配水池	小榎列公会堂	D-15
	野原浄水場	野原配水池	高公会堂	D-16
	長見山浄水場	長見山低区配水池	南あわじ市児童館	D-17
		長見山高区配水池	賀集公園	D-18
			かるも公会堂付近	D-19
	生子浄水場	生子高区配水池	稲田南公会堂	D-20
		生子低区配水池	下大日庵	D-21
	河内谷配水池、南淡浄水場	河内谷配水池	仁頃公会堂	D-22
			吹上公会堂	D-23
			沼島市民交流センター付近	D-24
	倉川浄水場	倉川配水池	土生消防詰所	D-25
			沼島泊船着場	D-26
	三原浄水場・南淡浄水場	潮美台配水池	じゃのひれ配水池	D-27

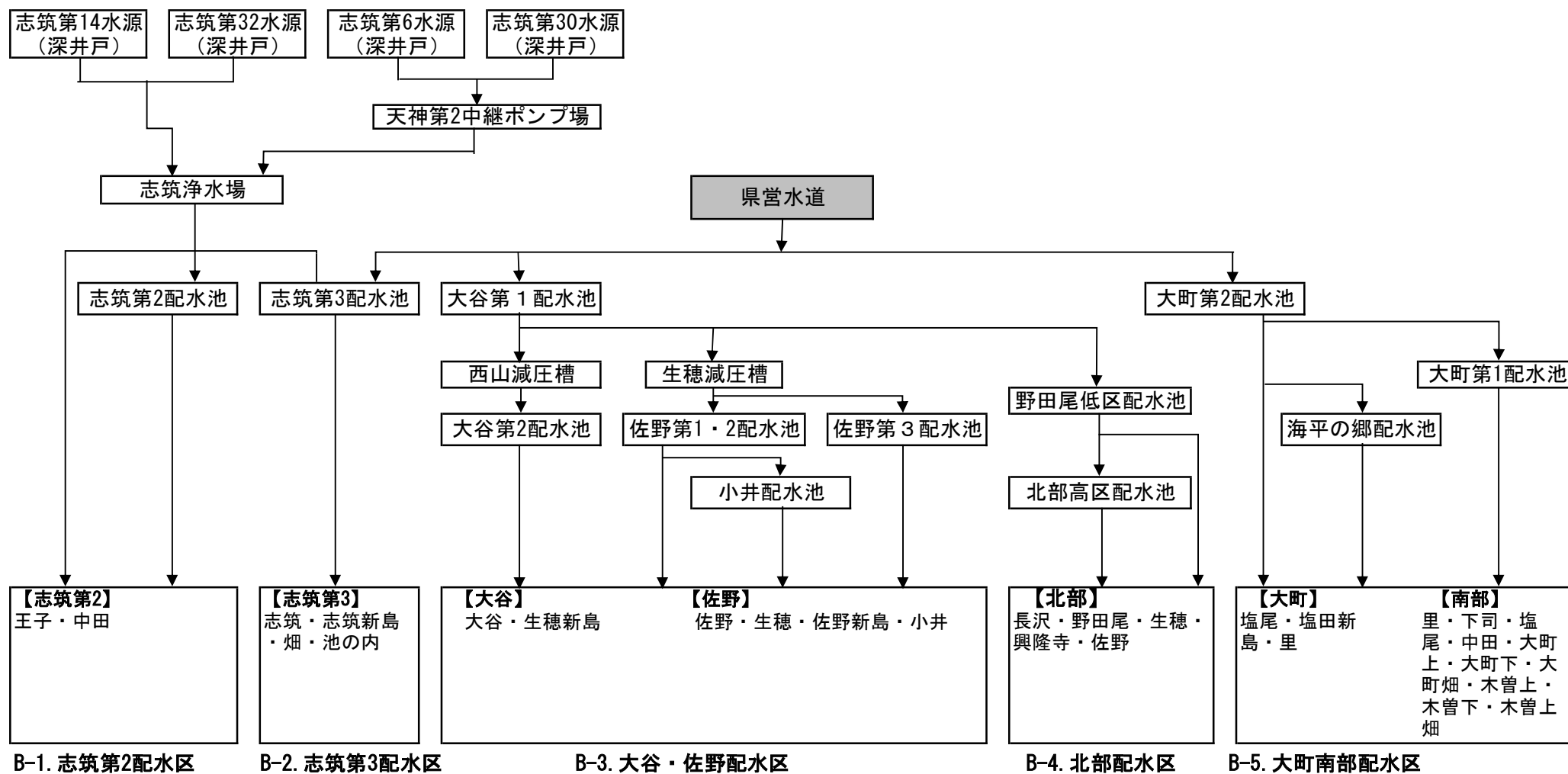


図-1 配水区系統別の採水場所（給水栓水） <淡路市津名地区>

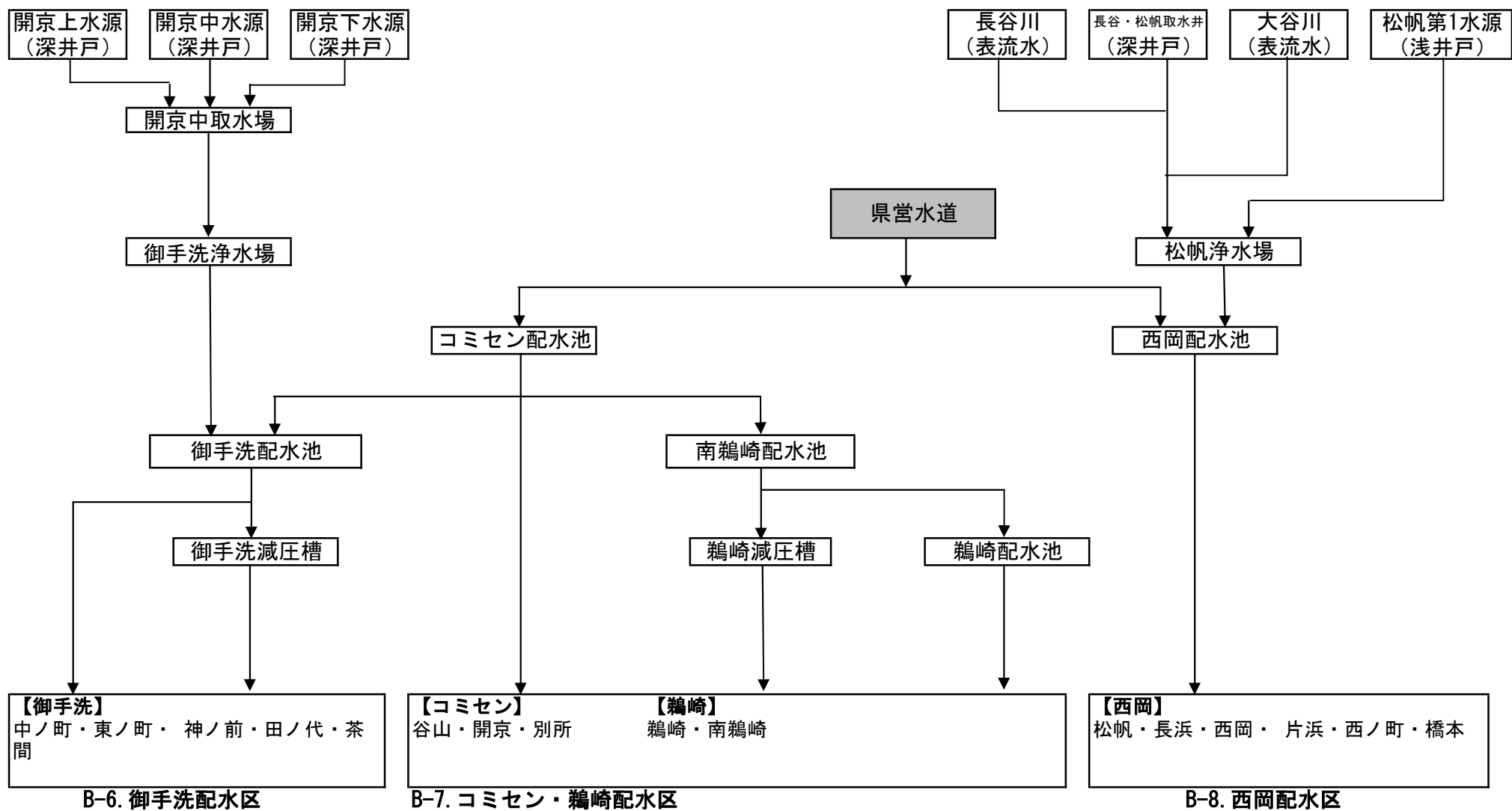


図-2 配水区系統別の採水場所（給水栓水） <淡路市岩屋地区>

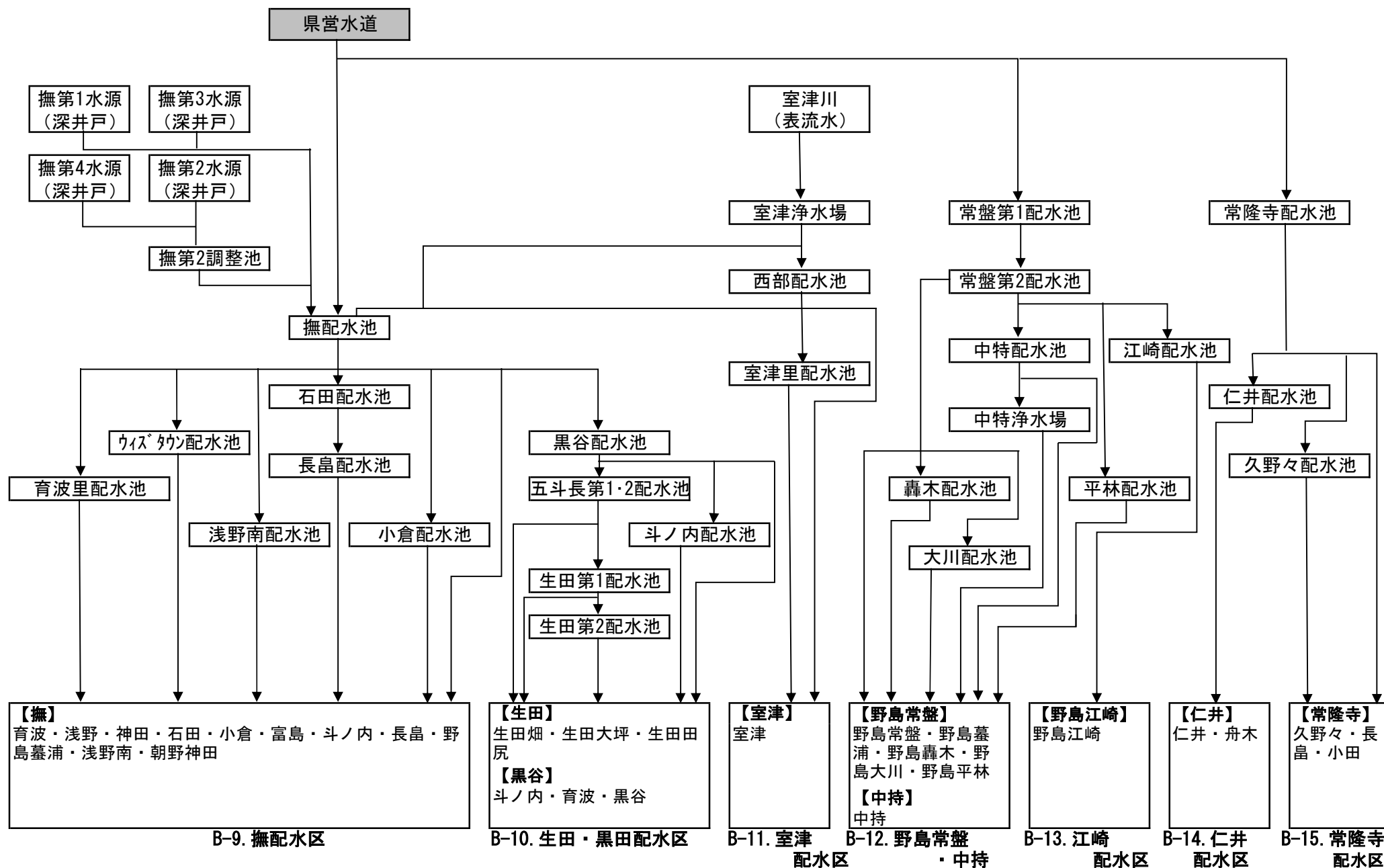


図-3 配水区系統別の採水場所（給水栓水） <淡路市北淡地区>

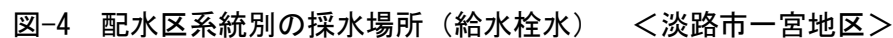


図-4 配水区系統別の採水場所（給水栓水） ＜淡路市一宮地区＞

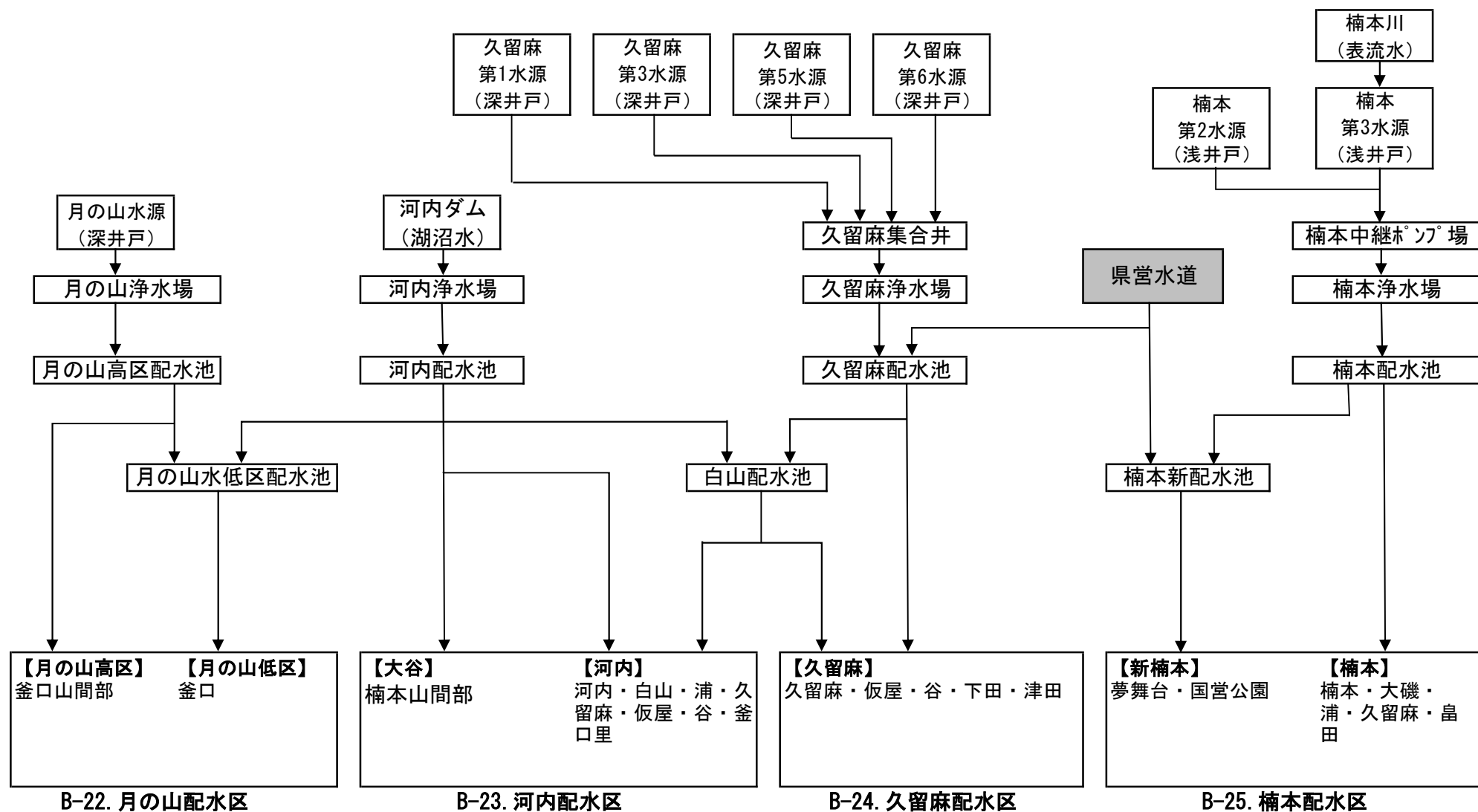


図-5 配水区系統別の採水場所（給水栓水） <淡路市東浦地区>

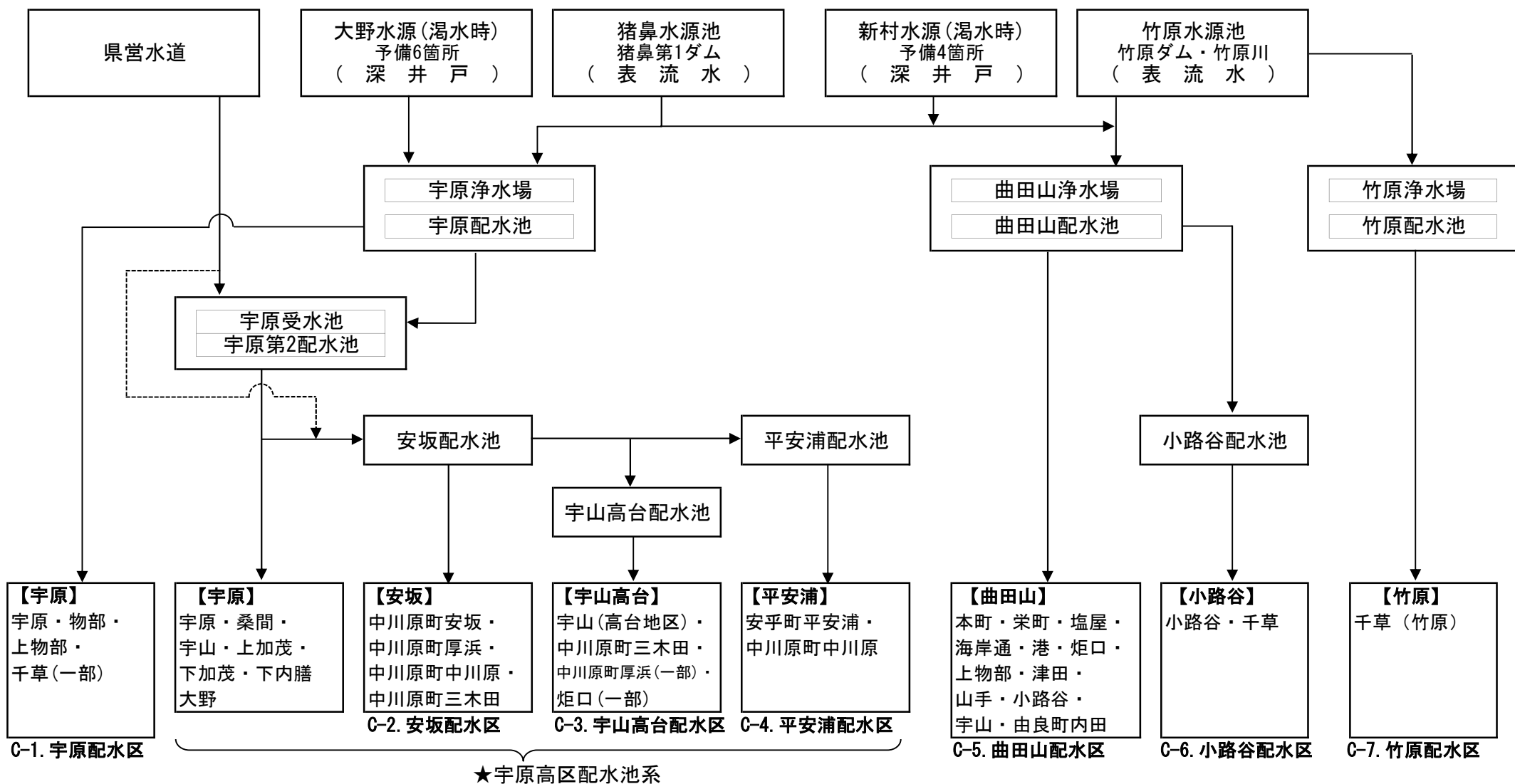


図-6 配水区系統別の採水場所（給水栓水） < 洲本市洲本地区（1） >

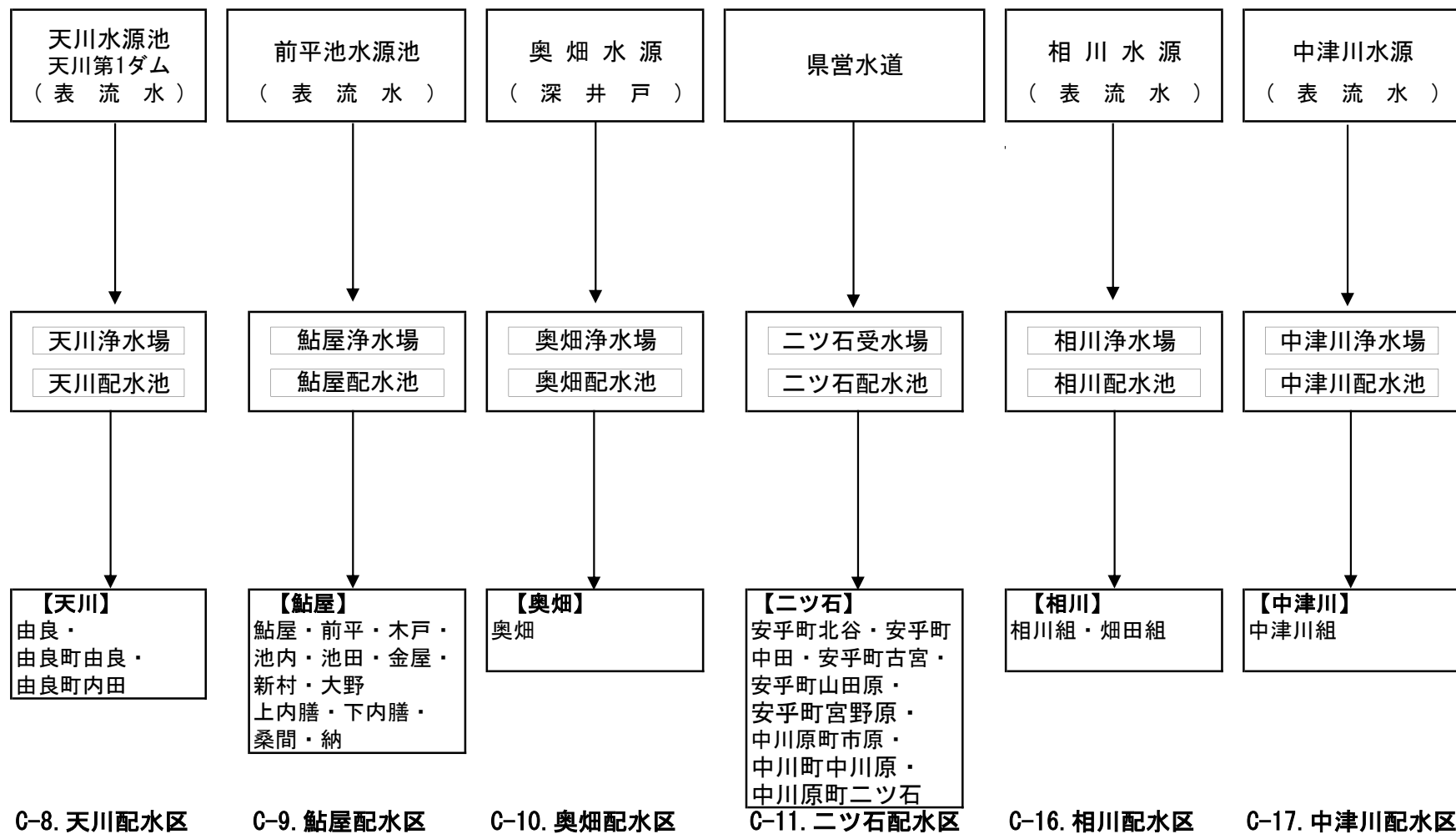


図-7 配水区系統別の採水場所 (給水栓水) <洲本市洲本地区(2)>

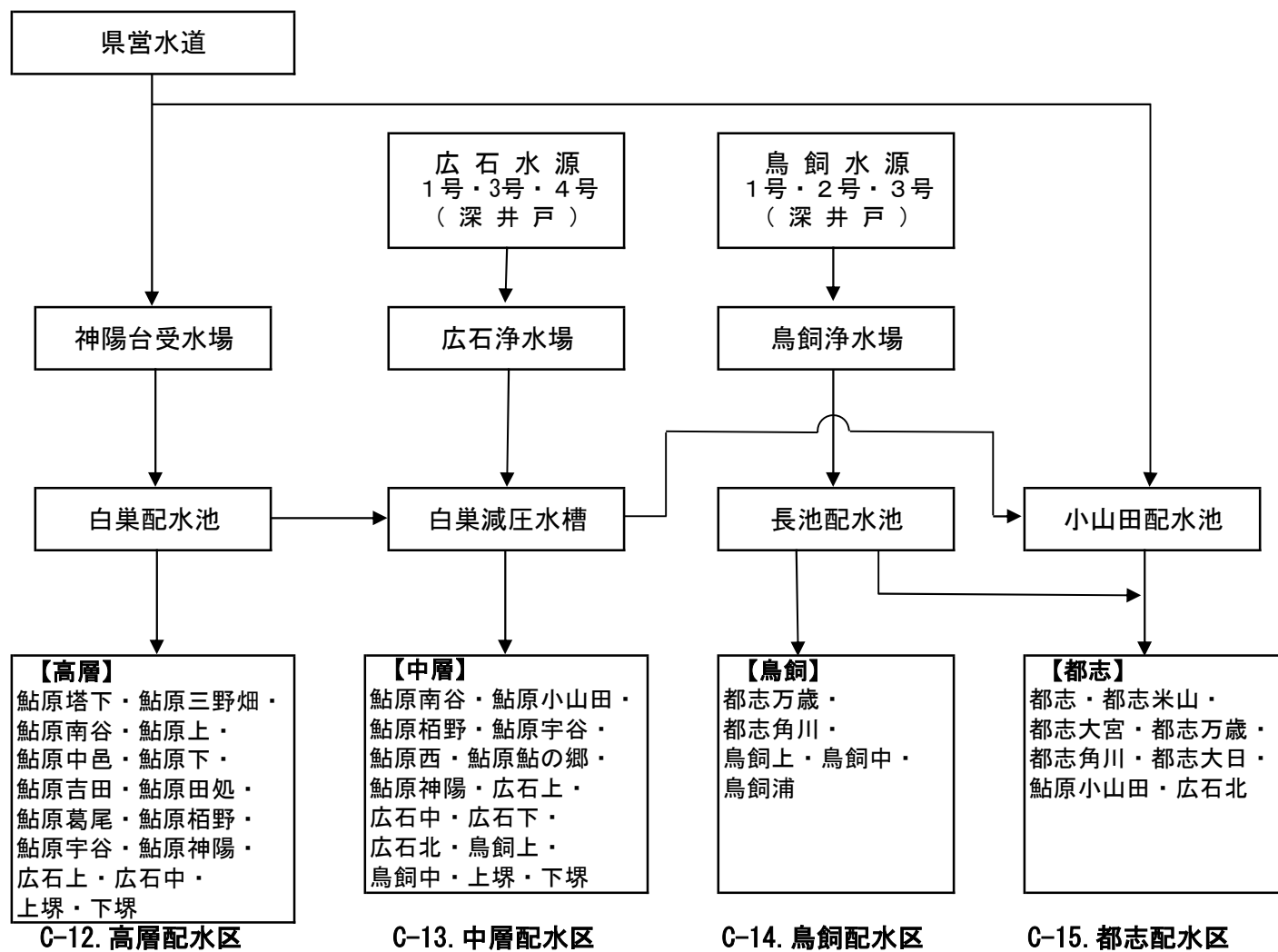


図-8 配水区系統別の採水場所（給水栓水） < 洲本市五色地区 >

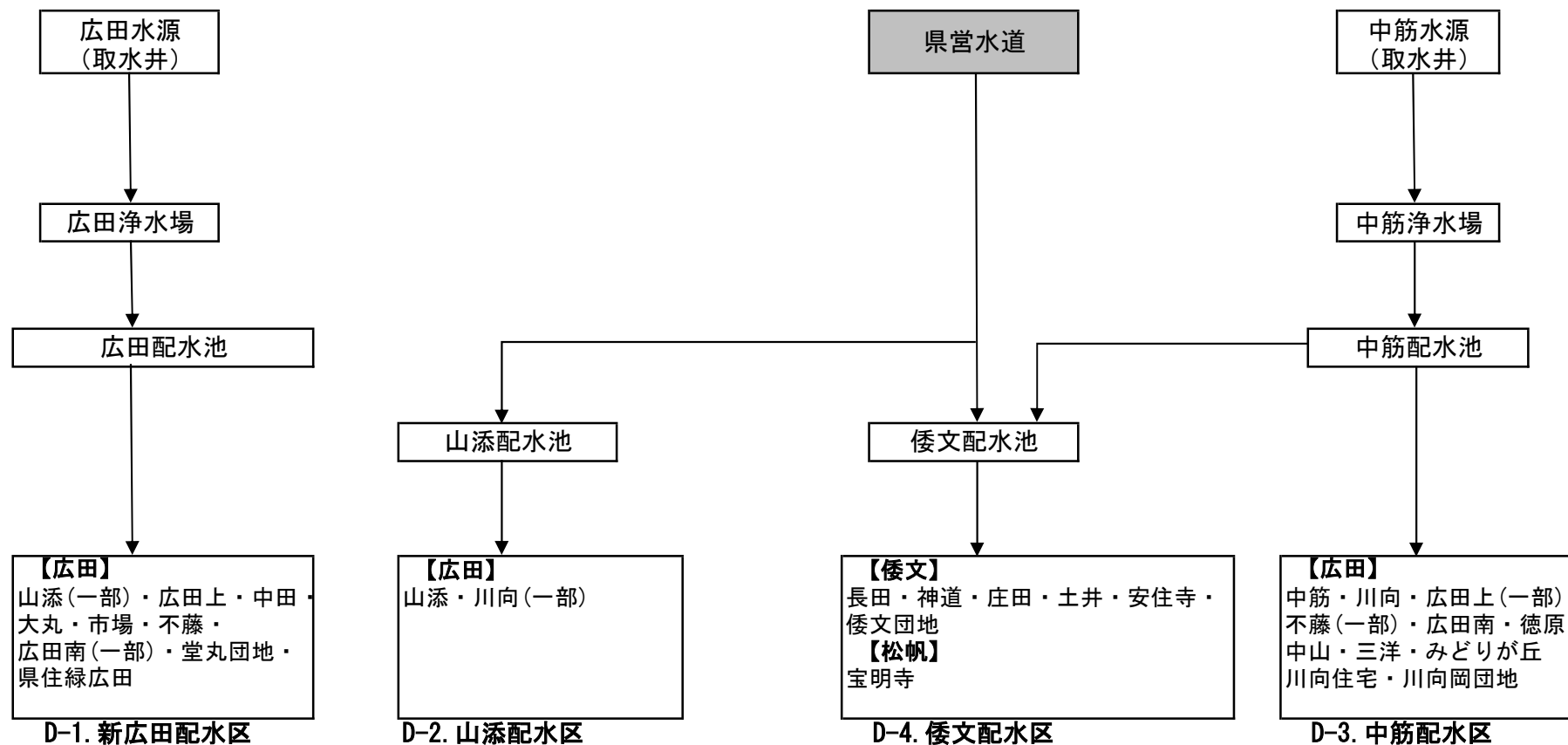


図-9 配水区系統別の採水場所（給水栓水） <南あわじ市緑地区>

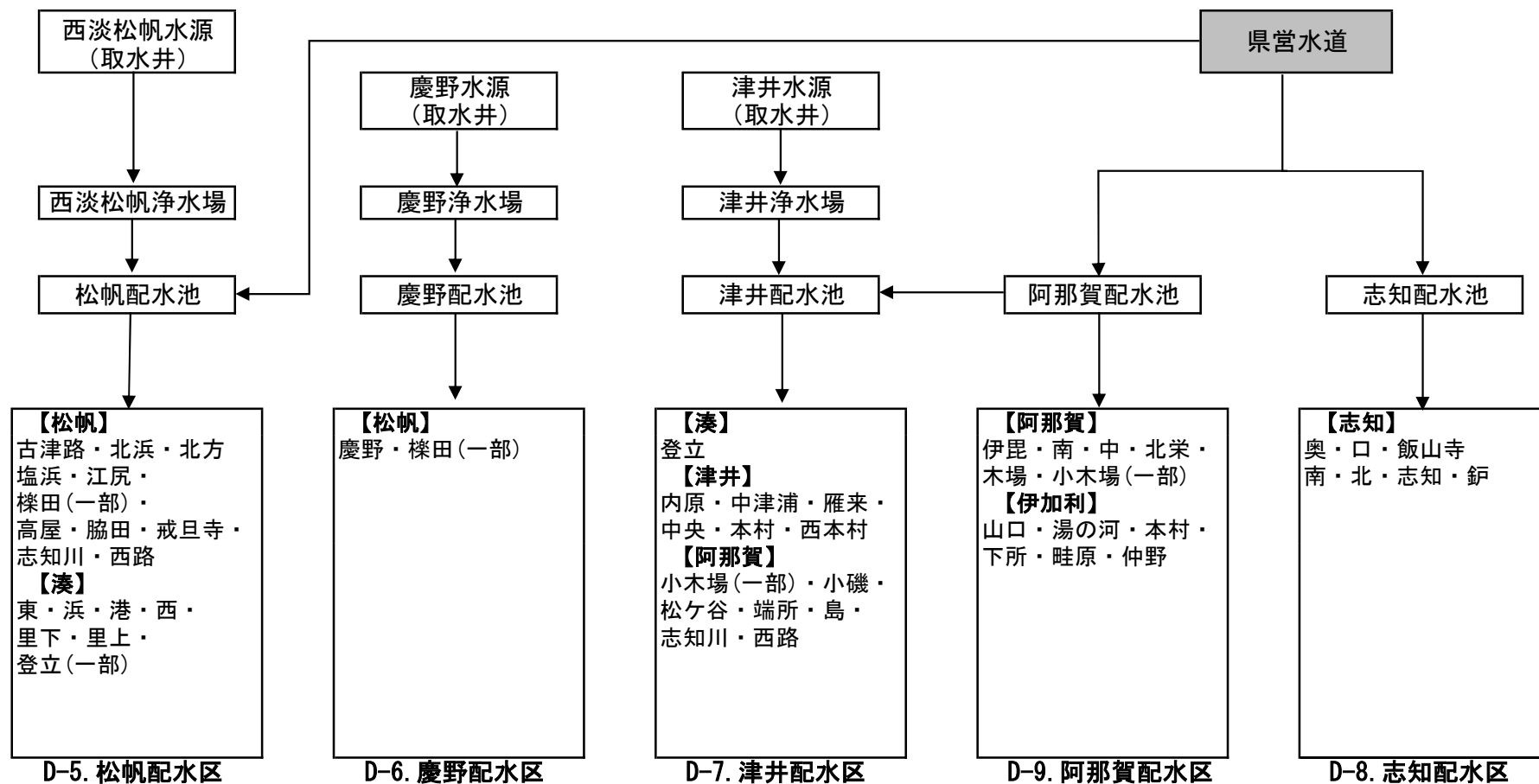


図-10 配水区系統別の採水場所（給水栓水） <南あわじ市西淡地区>

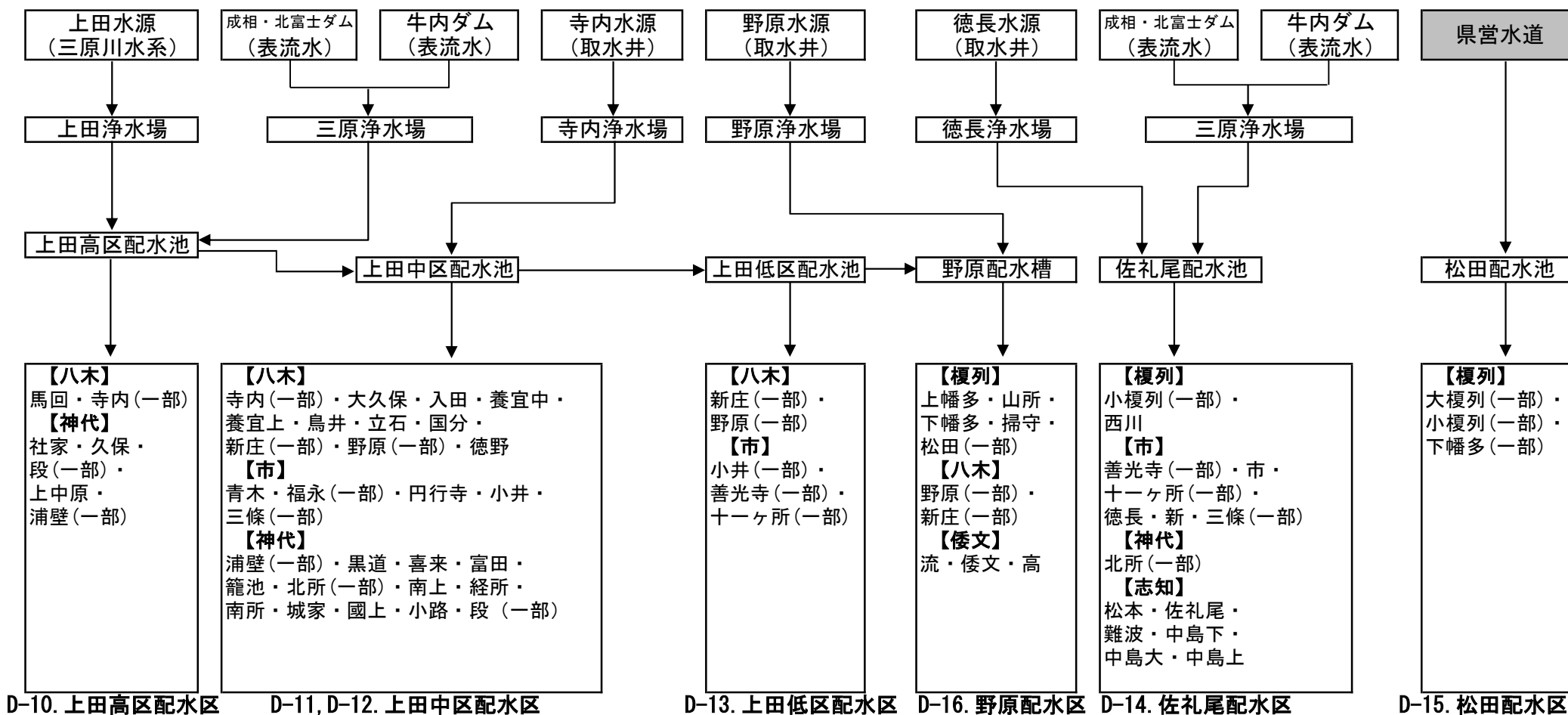


図-11 配水区系統別の採水場所（給水栓水） <南あわじ市三原地区>

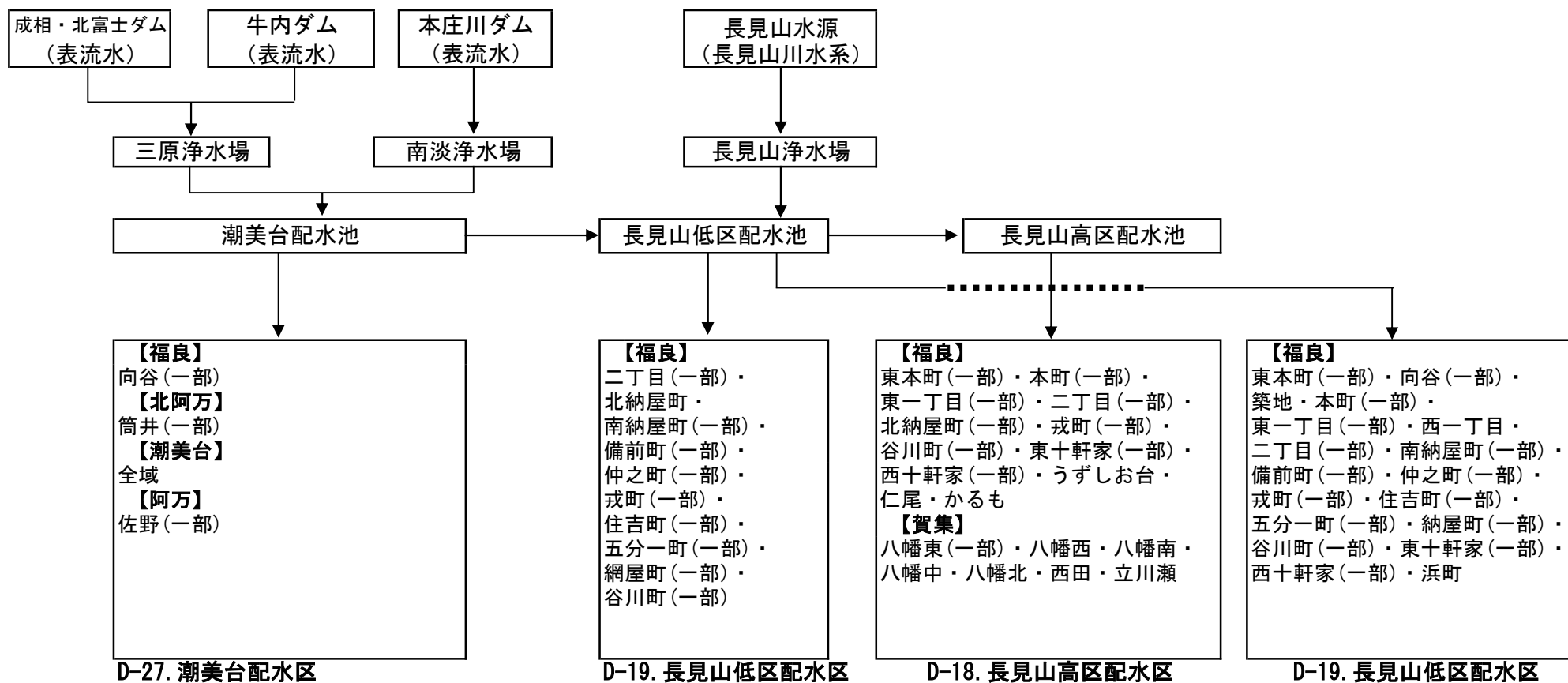


図-12 配水区系統別の採水場所（給水栓水） <南あわじ市南淡地区(1)>

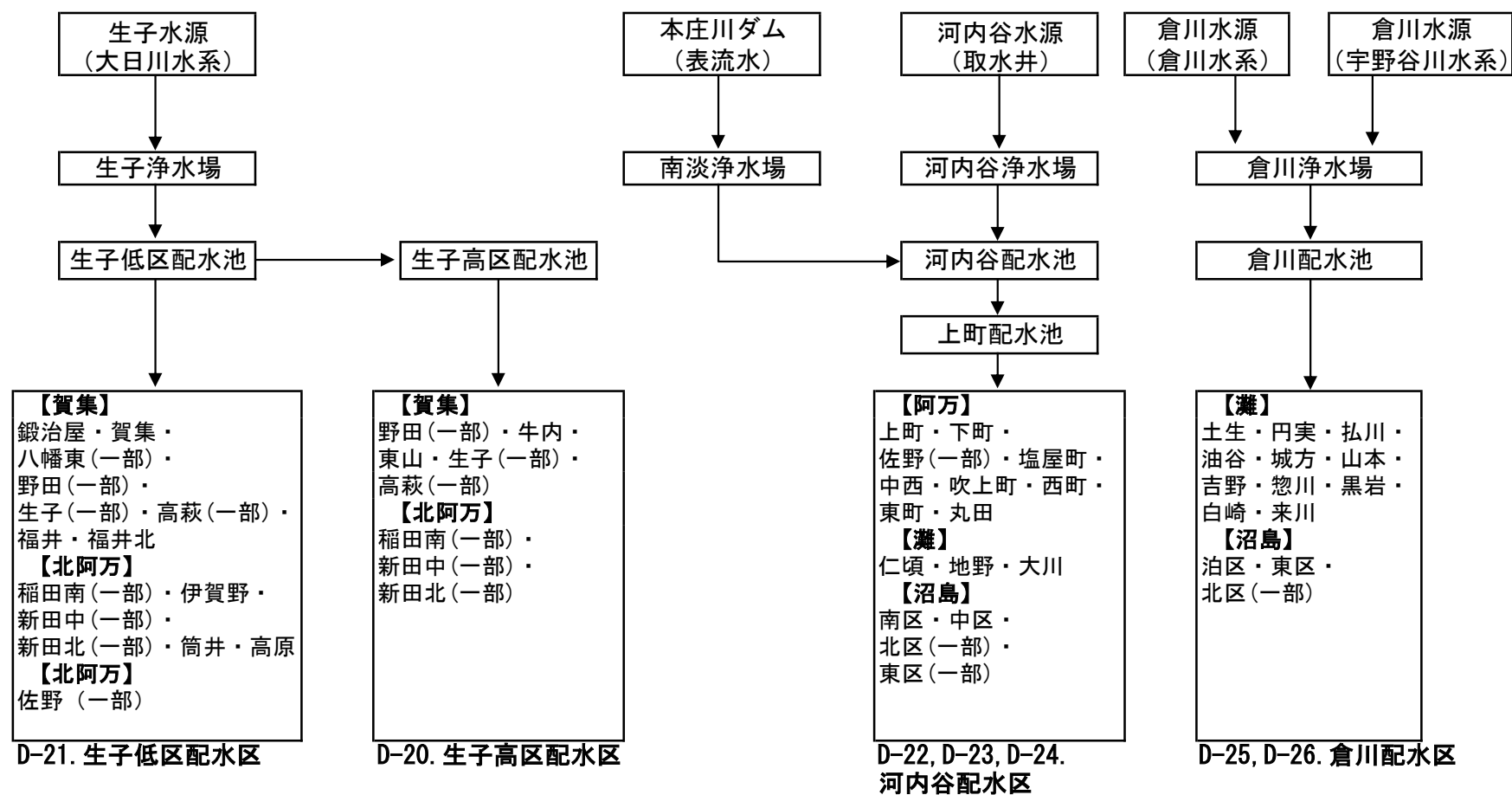


図-13 配水区系統別の採水場所（給水栓水） <南あわじ市南淡地区(2)>

5 検査項目と検査頻度

淡路広域水道企業団では、以下の考えを基本に過去3年間における水質検査結果を確認し、注意すべき項目については検査頻度の増加を行い、令和4年度の水質検査を計画しました。表-6～表-14に浄水基準項目検査頻度、表-15～表-23に浄水水質管理目標設定項目検査頻度、表-24～表-32に原水基準項目検査頻度、表-33～表-39に原水水質管理目標設定項目等検査頻度を示します。

(1) 浄水（給水栓水）

【水質基準項目】

給水栓における水質基準については、水質基準に関する省令（厚生労働省令第101号平成15年5月30日）と併せて、水道法施行規則が改正されており、各水道事業体の実情に応じた地域性を考慮し、ほとんど検出されない項目については一部検査頻度を減じることが可能です。

令和4年度における検査項目は、令和3年度から変更はなく総数は51項目です。

これらの法令に基づく検査項目ごとの検査頻度は、次の①～⑤に示すとおりに分類されます。

- ① 1日に1回以上検査を行う3項目（色、濁り、消毒の残留効果）
- ② おおむね月1回以上検査を行う9項目（基1～2、基38、基46～51）
- ③ おおむね3ヶ月に1回以上検査を行う12項目（基10、基21～31）
- ④ 水源でカビ臭の原因である藻類が発生するおそれのある期間におおむね月1回以上検査を行う2項目（基42～43）
- ⑤ 過去3年間の水質検査結果において、その濃度が基準値の 1/5以下であるときは検査をおおむね年1回以上に、さらに基準値の1/10以下であるときは検査をおおむね3年に1回以上まで省略することが可能な28項目（基3～9、基11～20、基32～37、基39～41、基44～45）

上記①～⑤を基本とし、更に3年に1回以上へ省略が可能な項目についても省略せず、年1回の検査を行います。

【水質管理目標設定項目】

全27項目のうち、使用する資機材や消毒副生成物の観点から着目すべき7項目（ニッケル、亜塩素酸、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、残留塩素、臭気強度、従属栄養細菌）について検査を実施します。検査は72箇所すべての採水場所において、水質の悪化が予想される時期に1回を基本として実施します。

【兵庫県水質監視に関する計画】

広域的な水質状況の把握を目的とし、兵庫県が主体となり、県内の水道事業者、水道用水供給事業者が水源と浄水の調査を実施します。

淡路島内の浄水では、「A-2. 上田高区配水池」、「B-14. 室津浄水場」、「C-5. 曲田山浄水場」、「D-5. 西淡松帆浄水場」を調査対象地点とし、表-42に示す項目の検査を行います。

表-6 浄水基準項目検査頻度＜本庁管理＞

採水情報	番号	A-1	A-2	A-3
	浄水場	県営水道受水	三原浄水場	南淡浄水場
	主な配水池	倭文配水池	上田高区配水池	河内谷浄水場
	採水場所	倭文配水池	上田高区配水池	南淡浄水場
水質基準項目	1 一般細菌	12	12	12
	2 大腸菌	12	12	12
	3 カドミウム及びその化合物	1	2	1
	4 水銀及びその化合物	1	2	1
	5 セレン及びその化合物	1	2	1
	6 鉛及びその化合物	1	2	1
	7 ヒ素及びその化合物	1	2	1
	8 六価クロム化合物	1	2	1
	9 亜硝酸態窒素	1	2	1
	10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	4	4	4
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	2	1
	12 フッ素及びその化合物	1	2	4
	13 ホウ素及びその化合物	1	2	4
	14 四塩化炭素	1	2	1
	15 1,4-ジクロロベンゼン	1	2	1
	16 シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1	2	1
	17 ジクロロメタン	1	2	1
	18 テトラクロロエチレン	1	2	1
	19 トリクロロエチレン	1	2	1
	20 ベンゼン	1	2	1
	21 塩素酸	4	4	4
	22 クロロ酢酸	4	4	4
	23 クロロホルム	4	4	4
	24 ジクロロ酢酸	4	4	4
	25 ジブromクロロメタン	4	4	4
	26 臭素酸	4	4	4
	27 総トリハロメタン	4	4	4
	28 トリクロロ酢酸	4	4	4
	29 ブromクロロメタン	4	4	4
	30 ブromホルム	4	4	4
	31 ホルムアルデヒド	4	4	4
	32 亜鉛及びその化合物	1	2	1
	33 アルミニウム及びその化合物	1	4	4
	34 鉄及びその化合物	1	2	1
	35 銅及びその化合物	1	2	1
	36 ナトリウム及びその化合物	1	2	1
	37 マンガン及びその化合物	1	2	1
	38 塩化物イオン	12	12	12
	39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	2	1
	40 蒸発残留物	4	4	4
	41 陰イオン界面活性剤	1	2	1
	42 ジェオスミン	4	12	12
	43 2-メチルイソボルネオール	4	12	12
	44 非イオン界面活性剤	4	4	4
	45 フェノール類	1	2	1
	46 有機物(全有機炭素の量)	12	12	12
	47 pH値	12	12	12
	48 味	12	12	12
	49 臭気	12	12	12
	50 色度	12	12	12
	51 濁度	12	12	12

表-7 浄水基準項目検査頻度＜淡路市サービスセンター管理(1)＞

[illegible]

表-8 浄水基準項目検査頻度＜淡路市サービスセンター管理(2)＞

採水情報	番号	B-11	B-12	B-13	B-14	B-15	B-16	B-17	B-18	B-19	B-20
	浄水場	室津浄水場	県営水道受水	県営水道受水	県営水道受水	県営水道受水	尾崎浄水場	遠田浄水場	園出浄水場	下河合浄水場、県営水道受水	下河合浄水場、県営水道受水
	主な配水池	西部配水池	常盤配水池	江崎配水池	仁井配水池	常隆寺配水池	尾崎配水池	遠田配水池	尾崎高区配水池・北山配水池	北山配水池	柳沢配水池
	採水場所	室津里配水池	中持浄水場	江崎配水池	仁井配水池	常隆寺加圧所	尾崎浄水場	下河合浄水場	園出浄水場	下河合浄水場	柳沢加圧ポンプ場
水質基準項目	1 一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	2 大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	3 カドミウム及びその化合物	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	4 水銀及びその化合物	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	5 セレン及びその化合物	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	6 鉛及びその化合物	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	7 ヒ素及びその化合物	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	8 六価クロム化合物	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	9 亜硝酸態窒素	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	12 フッ素及びその化合物	4	1	1	1	1	1	4	4	1	1
	13 ホウ素及びその化合物	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	14 四塩化炭素	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	15 1,4-ジニトロベンゼン	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	17 ジクロロメタン	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	18 テトラクロロエチレン	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	19 トリクロロエチレン	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	20 ベンゼン	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	21 塩素酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	22 クロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	23 クロロホルム	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	24 ジクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	25 ジブromクロロメタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	26 臭素酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	27 総トリハロメタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	28 トリクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	29 ブromクロロメタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	30 ブromホルム	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	31 ホルムアルデヒド	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	32 亜鉛及びその化合物	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	33 アルミニウム及びその化合物	2	4	4	4	4	4	1	1	1	1
	34 鉄及びその化合物	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	35 銅及びその化合物	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	36 ナトリウム及びその化合物	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	37 マグネシウム及びその化合物	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	38 塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	1	1	1	1	1	4	4	4	4
	40 蒸発残留物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	41 陰イオン界面活性剤	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	42 ジェオシン	4	1	1	1	1	1	1	4	4	4
	43 2-メチルイソボルネオール	4	1	1	1	1	1	1	4	4	4
	44 非イオン界面活性剤	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	45 フェノール類	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	46 有機物(全有機炭素の量)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	47 pH値	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	48 味	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	49 臭気	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	50 色度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	51 濁度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

表-9 浄水基準項目検査頻度＜淡路市サービスセンター管理(3)＞

採水情報	番号	B-21	B-22	B-23	B-24	B-25					
	浄水場	県営水道受水	月の山浄水場	河内浄水場	久留麻配水池、県営水道受水	楠本浄水場、県営水道受水					
	主な配水池	桃川第2配水池	月の山配水池	河内配水池	久留麻配水池	楠本配水池					
	採水場所	江井コミセン	釜口老人福祉センター	吹き戻しの里付近	仮屋漁港公園	東浦バスターミナル					
水質基準項目	1 一般細菌	12	12	12	12	12					
	2 大腸菌	12	12	12	12	12					
	3 カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1					
	4 水銀及びその化合物	1	1	1	1	1					
	5 セレン及びその化合物	1	1	1	1	1					
	6 鉛及びその化合物	1	1	1	1	1					
	7 ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1					
	8 六価クロム化合物	1	1	1	1	1					
	9 亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1					
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4					
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1					
	12 フッ素及びその化合物	1	4	4	1	4					
	13 ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1					
	14 四塩化炭素	1	1	1	1	1					
	15 1,4-ジクロロベンゼン	1	1	1	1	1					
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1					
	17 ジクロロメタン	1	1	1	1	1					
	18 テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1					
	19 トリクロロエチレン	1	1	1	1	1					
	20 ベンゼン	1	1	1	1	4					
	21 塩素酸	4	4	4	4	4					
	22 クロロ酢酸	4	4	4	4	4					
	23 クロロホルム	4	4	4	4	4					
	24 ジクロロ酢酸	4	4	4	4	4					
	25 ジブromクロロメタン	4	4	4	4	4					
	26 臭素酸	4	4	4	4	4					
	27 総トリハロメタン	4	4	4	4	4					
	28 トリクロロ酢酸	4	4	4	4	4					
	29 ブromジクロロメタン	4	4	4	4	4					
	30 ブromホルム	4	4	4	4	4					
	31 ホルムアルデヒド	4	4	4	4	4					
	32 亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1					
	33 アルミニウム及びその化合物	4	1	4	4	1					
	34 鉄及びその化合物	1	1	1	1	1					
	35 銅及びその化合物	1	1	1	1	4					
	36 ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1					
	37 マグネシウム及びその化合物	1	1	1	1	4					
	38 塩化物イオン	12	12	12	12	12					
	39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	4	4	4	4					
	40 蒸発残留物	4	4	4	4	4					
	41 陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1					
	42 ジェオスミン	4	1	12	1	4					
	43 2-メチルイソボルネオール	4	1	12	1	4					
	44 非イオン界面活性剤	4	4	4	4	4					
	45 フェノール類	1	1	1	1	4					
	46 有機物(全有機炭素の量)	12	12	12	12	12					
	47 pH値	12	12	12	12	12					
	48 味	12	12	12	12	12					
	49 臭気	12	12	12	12	12					
	50 色度	12	12	12	12	12					
	51 濁度	12	12	12	12	12					

表-10 浄水基準項目検査頻度＜洲本市サービスセンター管理(1)＞

採水情報	番号	C-1	C-2	C-3	C-4	C-5	C-6	C-7	C-8	C-9	C-10
	浄水場	宇原浄水場	宇原浄水場、 県営水道受水	宇原浄水場、 県営水道受水	宇原浄水場、 県営水道受水	曲田山浄水場	曲田山浄水場	竹原浄水場	天川浄水場	鮎屋浄水場	奥畑浄水場
	主な配水池	宇原配水池	安坂配水池	宇山高台配水池	平安浦配水池	曲田山配水池	小路谷配水池	竹原配水池	天川配水池	鮎屋配水池	奥畑配水池
	採水場所	物部消防センター	中川原消防分団	し尿処理場跡	平安浦霊園	炬口庁舎	大継新橋	ダム事務所	由良中学校	納台	武田宅付近
水質基準項目	1 一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	2 大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	3 カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	4 水銀及びその化合物	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	5 セレン及びその化合物	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	6 鉛及びその化合物	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	7 ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	8 六価クロム化合物	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	9 亜硝酸態窒素	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	12 フッ素及びその化合物	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	13 ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	14 四塩化炭素	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	15 1,4-ジニトロベンゼン	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	17 ジクロロメタン	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	18 テトラクロロエチレン	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	19 トリクロロエチレン	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	20 ベンゼン	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	21 塩素酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	22 クロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	23 クロロホルム	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	24 ジクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	25 ジブromクロロメタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	26 臭素酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	27 総トリハロメタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	28 トリクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	29 ブromシクロメタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	30 ブromホルム	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	31 ホルムアルデヒド	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	32 亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	33 アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	2	1	4	4	4	1
	34 鉄及びその化合物	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	35 銅及びその化合物	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	36 ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	37 マグネシウム及びその化合物	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	38 塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	40 蒸発残留物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	41 陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	42 ジェオスミン	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	43 2-メチルイソボルネオール	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	44 非イオン界面活性剤	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	45 フェノール類	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	46 有機物(全有機炭素の量)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	47 pH値	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	48 味	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	49 臭気	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	50 色度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	51 濁度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

表-11 浄水基準項目検査頻度＜洲本市サービスセンター管理(2)＞

採水情報	番号	C-11	C-12	C-13	C-14	C-15	C-16	C-17	
	浄水場	県営水道受水	県営水道受水	広石浄水場、 県営水道受水	鳥飼浄水場	鳥飼、広石浄水場、 県営水道受水	相川浄水場	中津川浄水場	
	主な配水池	二ツ石配水池	白巣配水池	白巣減圧水槽	長池配水池	小山田配水池	相川配水池	中津川配水池	
	採水場所	安平公民館	鮎原葛尾	安住寺	鳥飼浦リッチランド	都志米山	畑田浄水場	バス停付近	
水質基準項目	1 一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	
	2 大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	
	3 カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	
	4 水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	
	5 セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	
	6 鉛及びその化合物	1	1	4	1	1	1	1	
	7 ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	
	8 六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1	
	9 亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	
	10 シアン化合物(イ)及び塩化シアン	4	4	4	4	4	4	4	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	
	12 フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	
	13 ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	
	14 四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	
	15 1,4-ジニトロベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	
	17 ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	
	18 テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	
	19 トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	
	20 ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	
	21 塩素酸	4	4	4	4	4	4	4	
	22 クロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	
	23 クロロホルム	4	4	4	4	4	4	4	
	24 ジクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	
	25 ジブromクロロメタン	4	4	4	4	4	4	4	
	26 臭素酸	4	4	4	4	4	4	4	
	27 総トリハロメタン	4	4	4	4	4	4	4	
	28 トリクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	
	29 ブromジクロロメタン	4	4	4	4	4	4	4	
	30 ブromホルム	4	4	4	4	4	4	4	
	31 ホルムアルデヒド	4	4	4	4	4	4	4	
	32 亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	
	33 アルミニウム及びその化合物	4	1	1	1	4	4	4	
	34 鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	
	35 銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	
	36 ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	
	37 マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	
	38 塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	
	39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	4	4	1	4	4	
	40 蒸発残留物	4	4	4	4	4	4	4	
	41 陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	
	42 ショースミン	4	4	1	1	1	7	7	
	43 2-メルカプトホルネール	4	4	1	1	1	7	7	
	44 非イオン界面活性剤	4	4	4	4	4	4	4	
	45 フェノール類	1	1	1	1	1	1	1	
	46 有機物(全有機炭素の量)	12	12	12	12	12	12	12	
	47 pH値	12	12	12	12	12	12	12	
	48 味	12	12	12	12	12	12	12	
	49 臭気	12	12	12	12	12	12	12	
	50 色度	12	12	12	12	12	12	12	
	51 濁度	12	12	12	12	12	12	12	

表-12 浄水基準項目検査頻度＜南あわじ市サービスセンター管理(1)＞

[illegible]

表-13 浄水基準項目検査頻度＜南あわじ市サービスセンター管理(2)＞

採水情報	番号	D-11	D-12	D-13	D-14	D-15	D-16	D-17	D-18	D-19	D-20
	浄水場	上田、三原、寺内 浄水場	上田、三原、寺内 浄水場	上田、三原、寺内 浄水場	徳長、三原浄水場	県営水道受水	野原浄水場	長見山浄水場	長見山浄水場	長見山浄水場	生子浄水場
	主な配水池	上田中区配水池	上田中区配水池	上田低区配水池	佐礼尾配水池	松田配水池	野原配水池	長見山低区配水池	長見山高区配水池	長見山高区配水池	生子高区配水池
	採水場所	南あわじ市学校給 食センター	入田公会堂	南あわじ市役所	市徳長水源前給水 栓	小椋列公会堂	高公会堂	南あわじ児童館	賀集公園	かるも公会堂付近	稲田南公会堂
水質基準項目	1 一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	2 大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	3 カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	4 水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	5 亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	6 鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	7 ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	8 六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	9 亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	12 フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	13 ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	14 四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	15 1,4-ジクロロベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	17 ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	18 テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	19 トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	20 ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	21 塩素酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	22 クロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	23 クロロホルム	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	24 ジクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	25 ジブromクロロメタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	26 臭素酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	27 総トリハロメタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	28 トリクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	29 ブromクロロメタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	30 ブromホルム	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	31 ホルムアルデヒド	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	32 亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	33 アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1	4	12	4	1	4
	34 鉄及びその化合物	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1
	35 銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	36 ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	37 マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	38 塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	12	1	12	1	1	1
	40 蒸発残留物	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4
	41 陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	42 ジェオスミン	12	12	12	12	4	1	12	12	12	12
	43 2-メチルイソボルネオール	12	12	12	12	4	1	12	12	12	12
	44 非イオン界面活性剤	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	45 フェノール類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	46 有機物(全有機炭素の量)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	47 pH値	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	48 味	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	49 臭気	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	50 色度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	51 濁度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

表-14 浄水基準項目検査頻度＜南あわじ市サービスセンター管理(3)＞

採水情報	番号	D-21	D-22	D-23	D-24	D-25	D-26	D-27
	浄水場	生子浄水場	河内谷浄水場	河内谷浄水場	南淡浄水場	倉川浄水場	倉川浄水場	三原、南淡浄水場
	主な配水池	生子低区配水池	河内谷配水池	河内谷配水池	河内谷配水池	倉川配水池	倉川配水池	潮美台配水池
	採水場所	下大日庵	仁頃公会堂	吹上公会堂	沼島市民交流センター付近	土生消防詰所	沼島泊船着場	じゃのひれ配水池
水質基準項目	1 一般細菌	12	12	12	12	12	12	12
	2 大腸菌	12	12	12	12	12	12	12
	3 カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
	4 水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
	5 セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
	6 鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
	7 ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
	8 六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1
	9 亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	4	4
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1
	12 フッ素及びその化合物	1	4	4	4	1	1	4
	13 ホウ素及びその化合物	1	4	4	4	1	1	1
	14 四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1
	15 1,4-ジニトロベンゼン	1	1	1	1	1	1	1
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1
	17 ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1
	18 テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1
	19 トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1
	20 ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1
	21 塩素酸	4	4	4	4	4	4	4
	22 クロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4
	23 クロロホルム	4	4	4	4	4	4	4
	24 ジクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4
	25 ジブromクロロメタン	4	4	4	4	4	4	4
	26 臭素酸	4	4	4	4	4	4	4
	27 総トリハロメタン	4	4	4	4	4	4	4
	28 トリクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4
	29 ブromジブromクロロメタン	4	4	4	4	4	4	4
	30 ブromホルム	4	4	4	4	4	4	4
	31 ホルムアルデヒド	4	4	4	4	4	4	4
	32 亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
	33 アルミニウム及びその化合物	12	4	4	4	4	4	4
	34 鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
	35 銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
	36 ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
	37 マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
	38 塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12
	39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	4	1	12	12	12	1
	40 蒸発残留物	4	4	4	4	4	4	4
	41 陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1
	42 シェオスミン	12	12	12	12	12	12	12
	43 2-メチルイソボルネオール	12	12	12	12	12	12	12
	44 非イオン界面活性剤	4	4	4	4	4	4	4
	45 フェノール類	1	1	1	1	1	1	1
	46 有機物(全有機炭素の量)	12	12	12	12	12	12	12
	47 pH値	12	12	12	12	12	12	12
	48 味	12	12	12	12	12	12	12
	49 臭気	12	12	12	12	12	12	12
	50 色度	12	12	12	12	12	12	12
	51 濁度	12	12	12	12	12	12	12

表-15 浄水水質管理目標設定項目検査頻度＜本庁管理＞

採水情報	番号	A-1	A-2	A-3
	浄水場	県営水道受水	三原浄水場	南淡浄水場
	主な配水池	倭文配水池	上田高区配水池	河内谷浄水場
	採水場所	倭文配水池	上田高区配水池	南淡浄水場
水質管理目標設定項目	1 アンチモン及びその化合物			
	2 ウラン及びその化合物			
	3 ニッケル及びその化合物	1	2	1
	4 ※削除			
	5 1, 2-ジクロロエタン			
	6 ※削除			
	7 ※削除			
	8 トルエン			
	9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)			
	10 亜塩素酸	1	2	1
	11 ※削除			
	12 二酸化塩素			
	13 ジクロロアセトニトリル	1	2	1
	14 抱水クロラール	1	2	1
	15 農薬類			
	16 残留塩素	1	2	1
	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)			
	18 マンガン及びその化合物			
	19 遊離炭酸			
	20 1, 1, 1-トリクロロエタン			
	21 メチルtertブチルエーテル			
	22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)			
	23 臭気強度(TON)	1	2	1
	24 蒸発残留物			
	25 濁度			
	26 pH値			
	27 ランゲリア指数			
	28 従属栄養細菌	1	2	1
	29 1, 1-ジクロロエチレン			
	30 アルミニウム及びその化合物			
	31 ベルブスオキサロキサンテンスルホン酸(PBS)及びベルブスオキサロキサン酸(PBS)			

表-16 浄水水質管理目標設定項目検査頻度＜淡路市サービスセンター管理(1)＞

[illegible]

表-17 浄水水質管理目標設定項目検査頻度＜淡路市サービスセンター管理(2)＞

[illegible]

表-18 浄水水質管理目標設定項目検査頻度＜淡路市サービスセンター管理(3)＞

[illegible]

表-19 浄水水質管理目標設定項目検査頻度＜洲本市サービスセンター管理(1)＞

[illegible]

表-20 浄水水質管理目標設定項目検査頻度＜洲本市サービスセンター管理(2)＞

採水情報	番号	C-11	C-12	C-13	C-14	C-15	C-16	C-17
	浄水場	県営水道受水	県営水道受水	広石浄水場、 県営水道受水	鳥飼浄水場	鳥飼、広石浄水場、 県営水道受水	相川浄水場	中津川浄水場
	主な配水池	二ツ石配水池	白巢配水池	白巢減圧水槽	長池配水池	小山田配水池	相川配水池	中津川配水池
	採水場所	安平公民館	鮎原葛尾	安住寺	鳥飼浦リッチラ ンド	都志米山	畑田浄水場	バス停付近
水質管理目標設定項目	1 アンチモン及びその化合物							
	2 ウラン及びその化合物							
	3 ニッケル及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
	4 ※削除							
	5 1, 2-ジクロロエタン							
	6 ※削除							
	7 ※削除							
	8 トルエン							
	9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)							
	10 亜塩素酸	1	1	1	1	1	1	1
	11 ※削除							
	12 二酸化塩素							
	13 ジクロロアセトリル	1	1	1	1	1	1	1
	14 抱水クロール	1	1	1	1	1	1	1
	15 農薬類							
	16 残留塩素	1	1	1	1	1	1	1
	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)							
	18 マンガン及びその化合物							
	19 遊離炭酸							
	20 1, 1, 1-トリクロロエタン							
	21 メチルtertブチルエーテル							
	22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)							
	23 臭気強度(TON)	1	1	1	1	1	1	1
	24 蒸発残留物							
	25 濁度							
	26 pH値							
	27 アンゲリア指数							
	28 従属栄養細菌	1	1	1	1	1	1	1
	29 1, 1-ジクロロエチレン							
	30 アルミニウム及びその化合物							
	31 ベルフルオロオクタンシスルホニル酸(PFOSS)及びベルフルオロオクタン酸(PFOA)							

[illegible][illegible]

表-22 浄水水質管理目標設定項目検査頻度＜南あわじ市サービスセンター管理(2)＞

[illegible]

表-23 浄水水質管理目標設定項目検査頻度＜南あわじ市サービスセンター管理(3)＞

採水情報	番号	D-21	D-22	D-23	D-24	D-25	D-26	D-27
	浄水場	生子浄水場	河内谷浄水場	河内谷浄水場	南淡浄水場	倉川浄水場	倉川浄水場	三原、南淡浄水場
	主な配水池	生子低区配水池	河内谷配水池	河内谷配水池	河内谷配水池	倉川配水池	倉川配水池	潮美台配水池
	採水場所	下大日庵	仁頃公会堂	吹上公会堂	沼島市民交流センター付近	土生消防詰所	沼島泊船着場	じゃのひれ配水池
水質管理目標設定項目	1 アンチモン及びその化合物							
	2 ウラン及びその化合物							
	3 ニッケル及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
	4 ※削除							
	5 1, 2-ジクロロエタン							
	6 ※削除							
	7 ※削除							
	8 トルエン							
	9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)							
	10 亜塩素酸	1	1	1	1	1	1	1
	11 ※削除							
	12 二酸化塩素							
	13 ジクロロアセトリル	1	1	1	1	1	1	1
	14 抱水クロール	1	1	1	1	1	1	1
	15 農薬類							
	16 残留塩素	1	1	1	1	1	1	1
	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)							
	18 マンガン及びその化合物							
	19 遊離炭酸							
	20 1, 1, 1-トリクロロエタン							
	21 メチルtertブチルエーテル							
	22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)							
	23 臭気強度(TON)	1	1	1	1	1	1	1
	24 蒸発残留物							
	25 濁度							
	26 pH値							
	27 アンゲリア指数							
	28 従属栄養細菌	1	1	1	1	1	1	1
	29 1, 1-ジクロロエチレン							
	30 アルミニウム及びその化合物							
	31 ベルフルオロオクタンスルホン酸(PFO)及びベルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)							

(2) 原水（水源水）

【水質基準項目】

淡路島内の水源について、浄水過程における適正な水質管理を確保するために、水質が最も悪化していると思われる時期に、消毒副生成物11項目（基21～31）及び味を除く水質基準項目（39項目）の検査を年1回行います。

【水質管理目標設定項目】

下記①、②に掲げる水源の種類別に着目すべき項目について、水質が最も悪化していると思われる時期に年1回の検査を行います。

① 水源が河川水・貯水池の場合

アンチモン、ウラン、フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）、遊離炭酸、1,1,1-トリクロロエタン、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、ランゲリア指数、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の8項目

② 水源が地下水の場合

上記①のペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）を除く7項目及び、1,2-ジクロロエタン、トルエン、メチル-*t*-ブチルエーテル、1,1-ジクロロエチレンの11項目

また、農薬類については、水源上流に田畑やゴルフ場などの汚染源がある検査地点を選定し、全114項目の検査を年1回の頻度で行います。検査地点は、「a-1. 成相ダム」、「b-11. 室津川」、「b-27. 河内ダム」、「c-2. 曲田山浄水場（猪鼻+竹原）」、「c-3. 竹原水源池」、「c-5. 前平水源池」、「d-27. 広田第1水源」、「d-28. 広田第2水源B」の8地点です。

【兵庫県水質監視に関する計画】

浄水同様、広域的な水質状況の把握のため、表-42に示す項目の検査を行います。

淡路島内の原水では、「a-1. 成相ダム」、「b-11. 室津川」、「c-2. 曲田山浄水場（猪鼻+竹原）」、「d-5. 櫛田No. 2」を調査対象地点とします。

【クリプトスポリジウム等】

耐塩素病原性微生物（クリプトスポリジウム・ジアルジア）及びその指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）については、以下の頻度を原則として検査を行います。

① 過去に指標菌が検出された地点

指標菌を月1回、クリプトスポリジウム・ジアルジアを3ヶ月に1回実施

② 過去に指標菌が検出されていない地点

指標菌を3ヶ月に1回実施

【その他の項目】

水質基準項目や水質管理目標設定項目以外に、水源の水質を把握するための独自の項目として以下の検査を行います。

① 地下水が水源の地点

アンモニア態窒素、侵食性遊離炭酸の2項目の検査を年1回実施

② 表流水が水源の地点

アンモニア態窒素、化学的酸素要求量（COD）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、全リン、全窒素の6項目の検査を年1回実施

【予備の水源】

渇水時に使用する可能性のある予備の水源についても、使用する前に上記の水質基準項目をはじめとする各項目についての検査を行い、水質を把握します。

表-24 原水基準項目検査頻度＜本庁管理＞

採水情報	番号	a-1	a-2	a-3
	採水場所	成相ダム	牛内ダム	本庄川ダム
水質基準項目	1 一般細菌	2	1	1
	2 大腸菌	2	1	1
	3 カドミウム及びその化合物	2	1	1
	4 水銀及びその化合物	2	1	1
	5 セレン及びその化合物	2	1	1
	6 鉛及びその化合物	2	1	1
	7 ヒ素及びその化合物	2	1	1
	8 六価クロム化合物	2	1	1
	9 亜硝酸態窒素	2	1	1
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	2	1	1
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	2	1	1
	12 フッ素及びその化合物	2	1	1
	13 ホウ素及びその化合物	2	1	1
	14 四塩化炭素	2	1	1
	15 1,4-ジオキシン	2	1	1
	16 シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	2	1	1
	17 ジクロロメタン	2	1	1
	18 テトラクロロエチレン	2	1	1
	19 トリクロロエチレン	2	1	1
	20 ベンゼン	2	1	1
	21 塩素酸			
	22 クロロ酢酸			
	23 クロロホルム			
	24 ジクロロ酢酸			
	25 ジブromクロロメタン			
	26 臭素酸			
	27 総トリハロメタン			
	28 トリクロロ酢酸			
	29 ブromジクロロメタン			
	30 ブromホルム			
	31 ホルムアルデヒド			
	32 亜鉛及びその化合物	2	1	1
	33 アルミニウム及びその化合物	2	1	1
	34 鉄及びその化合物	2	1	1
	35 銅及びその化合物	2	1	1
	36 ナトリウム及びその化合物	2	1	1
	37 マンガン及びその化合物	2	1	1
	38 塩化物イオン	2	1	1
	39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	2	1	1
	40 蒸発残留物	2	1	1
	41 陰イオン界面活性剤	2	1	1
	42 ジェオスミン	12	12	12
	43 2-メチルイソボルネオール	12	12	12
	44 非イオン界面活性剤	2	1	1
	45 フェノール類	2	1	1
	46 有機物(全有機炭素の量)	2	1	1
	47 pH値	2	1	1
	48 味			
	49 臭気	2	1	1
	50 色度	2	1	1
	51 濁度	2	1	1

表-25 原水基準項目検査頻度＜淡路市サービスセンター管理(1)＞

採 水 情 報	番号	b-1	b-2	b-3	b-4	b-5	b-6	b-7	b-8	b-9	b-10	b-11	b-12	b-13
	採水場所	志筑第6水源 深井戸	志筑第14水源 深井戸	志筑第30水源 深井戸	志筑第32水源 深井戸	大谷川 表流水	長谷川 表流水	長谷・松帆水源 深井戸	松帆第1水源 浅井戸	開京中水源 集合井	常津川（常津第1水源） 表流水	撫第1水源 深井戸	撫第2水源 深井戸	撫第3水源 深井戸
水 質 基 準 項 目	1 一般細菌	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	2 大腸菌	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	3 カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	4 水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	5 セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	6 鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	7 ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	8 六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	9 亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	12 フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	13 ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	14 四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	15 1,4-ジニトロベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	17 ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	18 テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	19 トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	20 ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	21 塩素酸													
	22 クロロ酢酸													
	23 クロロホルム													
	24 ジクロロ酢酸													
	25 ジブromクロロメタン													
	26 臭素酸													
	27 総トリハロメタン													
	28 トリクロロ酢酸													
	29 ブromジクロロメタン													
	30 ブromホルム													
	31 ホルムアルデヒド													
	32 亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	33 アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	34 鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	35 銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	36 ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	37 マグネシウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	38 塩化物イオン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	40 蒸発残留物	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1
	41 陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	42 ジェオスミン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	43 2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	44 非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	45 フェノール類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	46 有機物(全有機炭素の量)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	1	12	1
	47 pH値	1	1		1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	48 味													
	49 臭気	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	50 色度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	51 濁度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1

表-26 原水基準項目検査頻度＜淡路市サービスセンター管理(2)＞

採水情報	番号	b-14	b-15	b-16	b-17	b-18	b-19	b-20	b-21	b-22	b-23	b-24	b-25	b-26
	採水場所	撫第4水源 深井戸	尾崎水源 (尾崎1号井) 深井戸	遠田水源 深井戸	下河合水源 深井戸	園出水源 深井戸	久留麻第1水源 深井戸	久留麻第3水源 深井戸	久留麻第5水源 深井戸	久留麻第6水源 深井戸	月の山水源 深井戸	楠本第2水源 浅井戸	楠本第3水源 表流水、浅井戸	河内ダム 表流水
水質基準項目	1 一般細菌	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2 大腸菌	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	4 水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	5 セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	6 鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	7 ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	8 六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	9 亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	12 フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	13 ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	14 四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	15 1,4-ジクロロベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	17 ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	18 テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	19 トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	20 ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	21 塩素酸													
	22 クロロ酢酸													
	23 クロロホルム													
	24 ジクロロ酢酸													
	25 ジブromクロロメタン													
	26 臭素酸													
	27 総トリハロメタン													
	28 トリクロロ酢酸													
	29 ブromシクロメタン													
	30 ブromホルム													
	31 ホルムアルデヒド													
	32 亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	33 アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	34 鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	35 銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	36 ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	37 マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	38 塩化物イオン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	40 蒸発残留物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	41 陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	42 ジェオシシ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	43 2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	44 非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	45 フェノール類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4
	46 有機物(全有機炭素の量)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	47 pH値	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	48 味													
	49 臭気	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	50 色度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	51 濁度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

採水情報	番号	c-1	c-2	c-3	c-4	c-5	c-6	c-7	c-8	c-9	c-10	c-11	c-12	c-13	c-14
	採水場所	猪鼻水源池	曲田山浄水場	竹原水源池	天川水源池	前平水源池	奥畑水源	広石1,3号水源 集合井	広石4号水源	鳥飼1号水源	鳥飼2号水源	鳥飼3号水源	大野水源	大野第1水源	大野第2水源
		表流水	猪鼻+竹原 表流水	表流水	表流水	表流水	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸	地下水+湖沼水	地下水+湖沼水	地下水+湖沼水
水質基準項目	1 一般細菌	1	2	4	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2 大腸菌	1	2	4	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 カドミウム及びその化合物	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	4 水銀及びその化合物	1	2	1	1	1	1	1	1	12	4	4	1	1	1
	5 セレン及びその化合物	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	6 鉛及びその化合物	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	7 ヒ素及びその化合物	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	8 六価クロム化合物	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	9 亜硝酸態窒素	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	12 フッ素及びその化合物	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	13 ホウ素及びその化合物	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	14 四塩化炭素	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	15 1,4-ジクロロベンゼン	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	17 ジクロロメタン	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	18 テトラクロロエチレン	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	19 トリクロロエチレン	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	20 ベンゼン	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	21 塩素酸														
	22 クロロ酢酸														
	23 クロロホルム														
	24 ジクロロ酢酸														
	25 ジブromクロロメタン														
	26 臭素酸														
	27 総トリハロメタン														
	28 トリクロロ酢酸														
	29 ブromジクロロメタン														
	30 ブromホルム														
	31 ホルムアルデヒド														
	32 亜鉛及びその化合物	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	33 アルミニウム及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	1
	34 鉄及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	1
	35 銅及びその化合物	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	36 ナトリウム及びその化合物	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	37 マンガン及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	1
	38 塩化物イオン	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	2</												

[illegible][illegible]

表-30 原水基準項目検査頻度＜南あわじ市サービスセンター管理(1)＞

採水情報	番号	d-1	d-2	d-3	d-4	d-5	d-6	d-7	d-8	d-9	d-10	d-11	d-12	d-13	d-14	
	採水場所	広田第2水源 深井戸	広田第4水源 深井戸	中筋水源 地浅井戸	榎田No. 1水源 深井戸	榎田No. 2水源 深井戸	北方新水源 深井戸	瑞井水源 深井戸	慶野水源 深井戸	津井水源 津井貯水池 表流水	新ゆずるは水源 深井戸	赤土池 表流水	奥の内池 表流水	中の子 表流水	寺内No.3水源 深井戸	
水質基準項目	1 一般細菌	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	2 大腸菌	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	3 カビ・酵母及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	4 水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	5 セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	6 鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	7 ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	8 六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	9 亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	12 フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	13 ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	14 四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	15 1,4-ジニトロベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	17 ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	18 テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	19 トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	20 ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	21 塩素酸															
	22 クロロ酢酸															
	23 クロロホルム															
	24 ジクロロ酢酸															
	25 ジブromクロロメタン															
	26 臭素酸															
	27 総トリハロメタン															
	28 トリクロロ酢酸															
	29 ブromシクロメタン															
	30 ブromホルム															
	31 ホルムアルデヒド															
	32 亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	33 アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	34 鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	35 銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	36 ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	37 マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	38 塩化物イオン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	40 蒸発残留物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	41 陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	42 ジェオキシ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	12	1
	43 2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	12	1
	44 非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	45 フェノール類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	46 有機物(全有機炭素の量)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	12	1
	47 pH値	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	48 味															
	49 臭気	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	12	1
	50 色度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	51 濁度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

表-31 原水基準項目検査頻度＜南あわじ市サービスセンター管理(2)＞

[illegible]

表-32 原水水質管理目標設定項目等検査頻度＜本庁管理＞

採水情報	番号	a-1	a-2	a-3
	採水場所	成相ダム	牛内ダム	本庄川ダム
水質管理目標設定項目	1 アンチモン及びその化合物	2	1	1
	2 ウラン及びその化合物	2	1	1
	3 ニッケル及びその化合物	2		
	4 ※削除			
	5 1, 2-ジクロロエタン	2		
	6 ※削除			
	7 ※削除			
	8 トルエン	2		
	9 フタル酸シ（2-エチルヘキシル）	2	1	1
	10 亜塩素酸			
	11 ※削除			
	12 二酸化塩素			
	13 ジクロロアセトニトリル			
	14 抱水クロール			
	15 農薬類	2		
	16 残留塩素			
	17 カルシウム、マグネシウム等（硬度）			
	18 マンガン及びその化合物			
	19 遊離炭酸	2	1	1
	20 1, 1, 1-トリクロロエタン	2	1	1
	21 メチルセブチルエーテル	2		
	22 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	2	1	1
	23 臭気強度（TON）	2		
	24 蒸発残留物			
	25 濁度			
	26 pH値			
	27 アンゲリア指数	2	1	1
	28 従属栄養細菌			
	29 1, 1-ジクロロエチレン	2		
	30 アルミニウム及びその化合物			
	31 PFOS及びPFOA	1	1	1
クリプト	1 大腸菌（ファイト指標菌）	12	12	12
	2 嫌気性芽胞菌（ファイト指標菌）	12	12	12
	3 クリプトスポリジウム	4	4	4
	4 ジアルギニア	4	4	4
その他	1 アンモニア態窒素	2	1	1
	2 生物化学的酸素要求量（BOD）	2	1	1
	3 浮遊物質（SS）	2	1	1
	4 化学的酸素要求量（COD）	2	1	1
	5 全窒素	2	1	1
	6 全リン	2	1	1
	7 侵食性遊離炭酸			

表-33 原水水質管理目標設定項目等検査頻度＜淡路市サービスセンター管理(1)＞

採水情報	番号	b-1	b-2	b-3	b-4	b-5	b-6	b-7	b-8	b-9	b-10	b-11	b-12	b-13
	採水場所	志筑第6水源 深井戸	志筑第14水源 深井戸	志筑第30水源 深井戸	志筑第32水源 深井戸	大谷川 表流水	長谷川 表流水	長谷・松帆水源 深井戸	松帆第1水源 浅井戸	開京中水源 集合井	室津川（室津第1水源） 表流水	撫第1水源 深井戸	撫第2水源 深井戸	撫第3水源 深井戸
水質管理目標設定項目	1 アンチモン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	2 ウラン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	3 ニッケル及びその化合物										2			
	4 ※削除													
	5 1, 2-ジクロロエタン	1	1	1	1			1	1	1	2	1	1	1
	6 ※削除													
	7 ※削除													
	8 トルエン	1	1	1	1			1	1	1	2	1	1	1
	9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	10 亜塩素酸													
	11 ※削除													
	12 二酸化塩素													
	13 ジクロロアセトニトリル													
	14 抱水クロール													
	15 農薬類										2			
	16 残留塩素													
	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)													
	18 マンガン及びその化合物													
	19 遊離炭酸	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	20 1, 1, 1-トリクロロエタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	21 メチルtert-ブチルエーテル	1	1	1	1			1	1	1	2	1	1	1
	22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	23 臭気強度(TON)										2			
	24 蒸発残留物													
	25 濁度													
	26 pH値													
	27 ランゲリア指数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	28 従属栄養細菌													
	29 1, 1-ジクロロエチレン	1	1	1	1			1	1	1	2	1	1	1
	30 アルミニウム及びその化合物													
	31 PFOS及びPFOA					1	1				2			
ク リ プ ト	1 大腸菌(ファイト指標菌)	4	4	4	4	12	12	12	4	4	12	12	12	4
	2 嫌気性芽胞菌(ファイト指標菌)	4	4	4	4	12	12	12	4	4	12	12	12	4
	3 クリプトスポリジウム					4	4	4			4	4	4	
	4 ジアルジア					4	4	4			4	4	4	
そ の 他	1 アノモニ態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	2 生物化学的酸素要求量(BOD)					1	1				2			
	3 浮遊物質(SS)					1	1				2			
	4 化学的酸素要求量(COD)					1	1				2			
	5 全窒素					1	1				2			
	6 全リン					1	1				2			
	7 侵食性遊離炭酸	1	1	1	1			1	1	1		1	1	1

表-34 原水水質管理目標設定項目等検査頻度＜淡路市サービスセンター管理(2)＞

[illegible]

表-37 原水水質管理目標設定項目等検査頻度＜洲本市サービスセンター管理(2)＞

[illegible]

表-38 原水水質管理目標設定項目等検査頻度＜南あわじ市サービスセンター管理(1)＞

採水情報	番号	d-1	d-2	d-3	d-4	d-5	d-6	d-7	d-8	d-9	d-10	d-11	d-12	d-13	d-14
	採水場所	広田第2水源 深井戸	広田第4水源 深井戸	中筋水源 浅井戸	榎田No. 1水源 深井戸	榎田No. 2水源 深井戸	北方新水源 深井戸	瑞井水源 深井戸	慶野水源 深井戸	津井水源 津井貯水池 表流水	新ゆずるは水源 深井戸	赤土池 表流水	奥の内池 表流水	中の子 表流水	寺内No.3水源 深井戸
水質管理目標設定項目	1 アンチモン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2 ウラン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 ニッケル及びその化合物					1									
	4 ※削除														
	5 1, 2-ジクロロエタン	1	1	1	1	1	1	1	1		1			1	1
	6 ※削除														
	7 ※削除														
	8 トルエン	1	1	1	1	1	1	1	1		1			1	1
	9 フタル酸ジ [※] (2-エチルヘキシル)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	10 亜塩素酸														
	11 ※削除														
	12 二酸化塩素														
	13 ジクロロアセトニトリル														
	14 抱水クロール														
	15 農薬類														
	16 残留塩素														
	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)														
	18 マンガン及びその化合物														
	19 遊離炭酸	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	20 1, 1, 1-トリクロロエタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	21 メチル-tert-ブチルエーテル	1	1	1	1	1	1	1	1		1			1	1
	22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	23 臭気強度(TON)														
	24 蒸発残留物														
	25 濁度														
	26 pH値														
	27 アンゲリア指数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	28 従属栄養細菌														
	29 1, 1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1		1			1	1
	30 アルミニウム及びその化合物														
	31 PFOS及びPFOA									1		1	1	1	
ク リ プ ト	1 大腸菌(クリプト指標菌)	12	12	12	4	12	12	4	12	12	12	12	12	12	4
	2 嫌気性芽胞菌(クリプト指標菌)	12	12	12	4	12	12	4	12	12	12	12	12	12	4
	3 クリプトスポリジウム	4	4	4		4	4		4	4	4	4	4	4	
	4 ジアルジア	4	4	4		4	4		4	4	4	4	4	4	
そ の 他	1 アンモニア態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	12	1
	2 生物化学的酸素要求量(BOD)									1		1	1	1	
	3 浮遊物質(SS)									1		1	1	1	
	4 化学的酸素要求量(COD)									1		1	1	1	
	5 全窒素									1		1	1	1	
	6 全リン									1		1	1	1	
	7 侵食性遊離炭酸	1	1	1	1	1	1	1	1		1				1

表-39 原水水質管理目標設定項目等検査頻度＜南あわじ市サービスセンター管理(2)＞

採水情報	番号	d-15	d-16	d-17	d-18	d-19	d-20	d-21	d-22	d-23	d-24	d-25	d-26	d-27
	採水場所	寺内No.4水源 深井戸	寺内No.5水源 深井戸	徳長No.1水源 深井戸	徳長No.2水源 深井戸	徳長No.3水源 深井戸	野原No.1, No.3水源 深井戸	長見山貯水池 表流水	細田池貯水池 表流水	取水井 深井戸	倉川水源 表流水	広田第1水源 浅井戸	広田第2水源B 浅井戸	宇野谷川水源 表流水
水質管理目標設定項目	1 アンチモン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2 ウラン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 ニッケル及びその化合物													
	4 ※削除													
	5 1, 2-ジクロロエタン	1	1	1	1	1	1			1		1	1	
	6 ※削除													
	7 ※削除													
	8 トルエン	1	1	1	1	1	1			1		1	1	
	9 フタル酸ジ ^o (2-エチルヘキシル)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	10 亜塩素酸													
	11 ※削除													
	12 二酸化塩素													
	13 ジクロロアセトニトリル													
	14 抱水クロール													
	15 農薬類											1	1	
	16 残留塩素													
	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)													
	18 マンガン及びその化合物													
	19 遊離炭酸	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	20 1, 1, 1-トリクロロエタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	21 メチルtert-ブチルエーテル	1	1	1	1	1	1			1		1	1	
	22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	23 臭気強度(TON)													
	24 蒸発残留物													
	25 濁度													
	26 pH値													
	27 アンゲリア指数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	28 従属栄養細菌													
	29 1, 1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1			1		1	1	
	30 アルミニウム及びその化合物													
	31 PFOS及びPFOA							1	1		1			1
ク リ プ ト	1 大腸菌(グアト指標菌)	12	12	4	4	4	12	12	12	12	12	12	12	12
	2 嫌気性芽胞菌(グアト指標菌)	12	12	4	4	4	12	12	12	12	12	12	12	12
	3 クリプトスポリジウム	4	4				4	4	4	4	4	4	4	4
	4 ジアルギニア	4	4				4	4	4	4	4	4	4	4
そ の 他	1 アンモニア態窒素	1	1	1	1	1	1	12	12	12	1	1	1	1
	2 生物化学的酸素要求量(BOD)							1	1		1			1
	3 浮遊物質(SS)							1	1		1			1
	4 化学的酸素要求量(COD)							1	1		1			1
	5 全窒素							1	1		1			1
	6 全リン							1	1		1			1
	7 侵食性遊離炭酸	1	1	1	1	1	1			1		1	1	

表-42 兵庫県水質監視に関する計画

種類	基準項目	水質管理目標設定項目	その他
浄水	全項目51項目	亜塩素酸 ジクロロアセトニトリル 抱水クロラール 残留塩素 従属栄養細菌	
原水	全項目39項目	アンチモン及びその化合物 ウラン及びその化合物 ニッケル及びその化合物 1,2-ジクロロエタン トルエン フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) 遊離炭酸 1,1,1-トリクロロエタン メチル-tert-ブチルエーテル 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) 臭気強度 ランゲリア指数 1,1-ジクロロエチレン 農薬114項目(ただし深井戸を除く)	河川水 アンモニア態窒素 生物化学的酸素要求量(BOD) 浮遊物質(SS) ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA) 湖沼水 アンモニア態窒素 生物化学的酸素要求量(BOD) 浮遊物質(SS) 化学的酸素要求量(COD) 全窒素 全りん 浅井戸・深井戸 アンモニア態窒素 侵食性遊離炭酸

6 水質検査方法

水質検査及び検査試料の採取・運搬は次のとおり行います。

(1) 水質検査

水質検査は、水道法第20条に定める登録検査機関で行います。

水質基準項目の検査は、水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)により行います。水質管理目標設定項目の検査は厚生労働省健康局水道課長通知(平成15年10月10日健水発第1010001号)、クリプトスポリジウム等の検査は厚生労働省健康局水道課長通知(平成19年3月30日健水発第0330006号)により行います。また、その他の項目の検査についてはJIS等により行います。ただし、毎日検査する項目については職員及び施設管理業務委託業者が行います。

(2) 検査試料の採取・運搬

検査試料の採取は職員及び施設管理業務委託業者が行います。採取の方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)等に従います。

検査試料の運搬は、水質検査を委託する登録検査機関が行います。

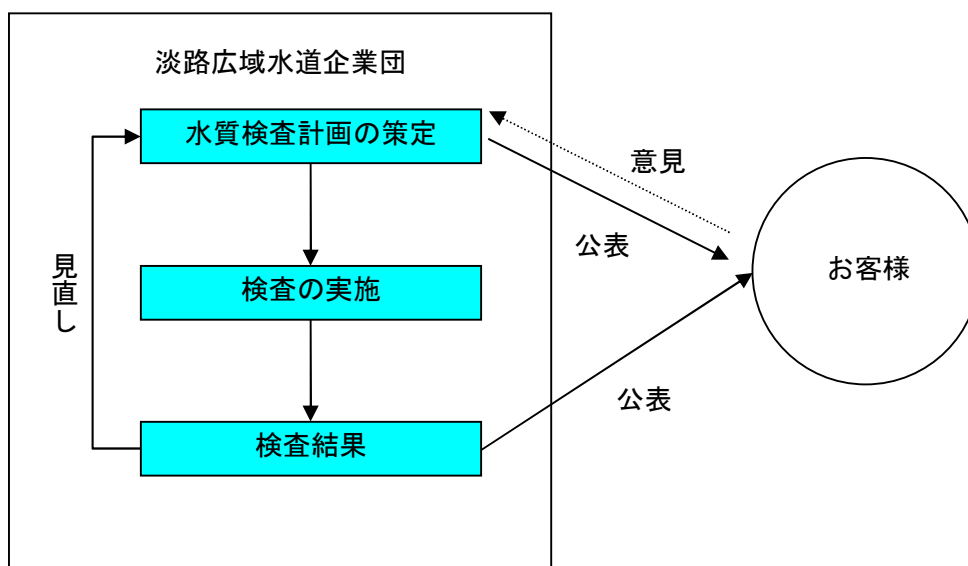
7 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 浄水場及び配水管の大規模な工事
- (6) その他、水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度開始前に作成し、ホームページで公表します。また、毎年の検査結果の評価を行うとともに、皆様のご意見を参考にさせていただきながら、必要に応じて内容を見直してまいります。



9 水質検査の精度管理及び信頼性保証

淡路広域水道企業団では、水質検査の精度及び測定値の信頼性を確保するため、検査項目について正確かつ精度の高い検査体制を備えている検査機関に検査を委託します。

委託する検査機関の技術能力については、精度管理の情報、品質管理への取組みに関する情報を把握し、精度管理、品質管理の精度が確保されていることを確認します。

検査の実施状況については、作業記録や水質検査結果の根拠となる書類により確認します。また、必要に応じて検査施設への立入を行います。

この水質検査計画について、皆様のご意見をお寄せください。

皆様からのご意見は、今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

お問合せ先：淡路広域水道企業団工務課

〒656-0452 兵庫県南あわじ市神代浦壁792-6

TEL：0799-42-5896 FAX：0799-42-5897

E-Mail：kigyoudan@awaji-suido.jp

URL：<http://awaji-suido.jp/index.html>

(参考資料) 水質基準項目の解説

区分		項目	基準値	解説
病原指標生物	1	一般細菌	100 個 /mL 以下	水の一般的清浄度を示す指標であり、平常時は水道水中には極めて少なく、これが著しく増加した場合には病原性物に汚染されている疑いがあります。また、消毒が有効に機能しているかの判断基準にもなります。
	2	大腸菌	不検出	ヒト及び動物の糞便中に存在します。水道水中に大腸菌が検出された場合、糞便に由来する病原菌に汚染されている疑いがあります。
無機物質・重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	鉱山排水、工場排水等から混入することがあります。イタイタイ病の原因物質として知られています。
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	工場排水、農業、下水等から混入することがあります。有機水銀化合物は、水俣病の原因物質として知られています。
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	生体微量必須元素で自然界に存在しています。半導体材料、顔料、薬剤等に利用され、工場排水等から混入することがあります。
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	鉱山排水や工場排水等の混入によって河川等で検出されることがあります。水道水中には含まれていませんが鉛管を使用している場合に検出されることがあります。
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	鉱山排水、工場排水、農薬等の混入により、河川等で検出されることがあります。
	8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	クロム鍍金、電池、顔料等に用いられます。鉱山排水や工場排水等の混入によって河川水等で検出されることがあります。
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	自然界では単体でほとんど存在しておらず、主にアンモニア態窒素や硝酸態窒素が変化して発生します。血液中のヘモグロビンと反応しメトヘモグロビン血症を発症するおそれがあります。
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	自然水中にはほとんど存在せず、シアン化合物を含む工場排水等の混入によって検出されることがあります。
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	自然界に広く存在しており、窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水に多く含まれています。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症をおこすことがあります。
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	自然界に広く分布し、主として地質に由来しますが、工場排水などによることもあります。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の症状が現れることがあります。
	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	金属表面処理、ガラス工場等に用いられます。火山地帯の地下水や温泉などに含まれる場合があります。工場排水や温泉等の混入により、河川等で検出されることがあります。
有機化合物	14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	エアゾル用噴射剤、金属洗浄用溶剤、フロンガスの原料に用いられます。表流水に混入した場合、短時間で大気中に揮散しますが土壌汚染などにより地下水に検出されることがあります。
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	溶剤、オイル、ワックス、1,1,1-トリクロロエタン安定剤等に使われています。
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	熱可塑性樹脂の原料、溶剤として使われています。地下水汚染物質として知られています。
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	殺虫剤、塗料等に使われています。地下水汚染物質として知られています。

区分		項目	基準値	解説
有機化合物	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	ドライクリーニング等に使われています。地下水汚染物質として知られています。
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	金属洗浄用溶剤等に使われています。地下水汚染物質として知られています。
	20	ベンゼン	0.01mg/L以下	染料、合成ゴム、有機顔料、医薬品等に用いられます。地下に浸透すると地下水を汚染しますが微生物によって緩やかに分解されます。
消毒副生成物	21	塩素酸	0.6mg/L以下	水道水の消毒に使用する二酸化塩素や次亜塩素酸ナトリウムから生成されます。
	22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	浄水過程で、原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。
	23	クロロホルム	0.06mg/L以下	浄水過程で、原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	浄水過程で、原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	浄水過程で、原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。
	26	臭素酸	0.01mg/L以下	オゾン処理や消毒剤の次亜塩素酸生成時に不純物の臭素が酸化されて生成します。
	27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルムの合計を総トリハロメタンといいます。
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	浄水過程で、塩素処理等により原水中の有機物質と塩素が反応して生成されます。
	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	浄水過程で、塩素処理等により原水中の有機物質と塩素が反応して生成されます。
	30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	浄水過程で、塩素処理等により原水中の有機物質と塩素が反応して生成されます。
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	浄水過程で、塩素処理等により原水中の有機物質と塩素が反応して生成されます。
色	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	鉱山排水、工場排水等の混入や亜鉛メッキ鋼管からの溶出に由来して検出されることがあります。高濃度に含まれると白濁の原因となります。
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	地質中にもっとも多く含まれる物質です。合金、家庭用品、電気部品等に用いられ水道では凝集剤として浄水処理に使われます。高濃度で含まれると白濁の原因となります。
	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	生体必須元素で地質由来のほか、鉄管の使用、鉱山排水、工場排水の流入で検出されることがあります。高濃度に含まれると、異臭味(金気臭)や洗濯物の着色(赤褐色)の原因となります。
	35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	銅山排水、工場排水、農業等の混入や水道水中には銅管、真鍮器具等からの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を青色に着色する原因となります。
味覚	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	工場排水や海水または塩素処理等の水処理に由来し、人体には大量に摂取されています。自然水中に広く存在し、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。

区分		項目	基準値	解説
味覚	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	生体微量必須元素であり地質中に広く分布する元素のひとつ。乾電池、医薬品、合金等に用いられます。河川水中には濁度に相応して含まれ、高濃度に含まれると酸化して黒く着色することがあります。
	38	塩化物イオン	200mg/L以下	地質、下水、家庭排水、工場排水及びし尿等に混入により検出され、高濃度に含まれると味覚を損ないます。多くが地質に由来しますが、下水、工場排水、し尿等の混入により増加します。
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	硬度とは、カルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主に地質に由来します。硬度が低いと淡白な味に、高くなると硬くてしつこく、口に残るような味になります。適度に含まれると、こくのあるまろやかな味となります。また、硬度が高いと石鹸の泡立ちを悪くします。
	40	蒸発残留物	500mg/L以下	水中に溶解または浮遊している物質の総量をいい、水の一般的性状を示す水質指標のひとつです。主にミネラルの含有量を示します。蒸発残留物の量が多いと苦味、渋味等が増し、適度に含まれると、こくのあるまろやかな味になります。
発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	生活排水や工場排水等の混入に由来し、高濃度に含まれると水の発泡の原因となります。
におい	42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	アナベナ属やフォルミジウム属などの藍藻類が産生するかび臭原因物質で、活性炭処理により除去します。
	43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	アナベナ属やフォルミジウム属などの藍藻類が産生するかび臭原因物質で、活性炭処理により除去します。
発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	洗剤、乳化剤等に用いられます。家庭下水、工場排水等の混入により検出されることがあります。
におい	45	フェノール類	0.005mg/L以下	防腐剤、医薬品、合成樹脂等に用いられます。自然水に含まれることはなく、化学工場排水等の混入により河川水等で検出されることがあります。微量であっても異臭味の原因となります。
味覚	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	有機物等による汚染の度合いを表します。し尿、下水、工場排水等の混入により増加します。多く含まれると味を悪くする原因となります。土壌由来のほか、し尿、下水、工場排水等の混入により増加します。有機物汚染の指標です。
基礎的性状	47	pH値	5.8以上 8.6以下	酸・アルカリの液性を示すもので0から14の数値で表されます。pH値が7.0のときは中性をあらわし、これより数値が大きくなるとアルカリ性、小さくなると酸性が強くなります。
	48	味	異常なし	地質に由来するほか、海水、工場排水の混入や藻類等生物の繁殖に起因し、水の味が異なって感じられます。
	49	臭気	異常なし	水の臭気は、化学物質による汚染、工場排水、藻類の繁殖、下水の混入及び地質等に起因し、感じ方に違いが表れます。
	50	色度	5度以下	水についている色の程度を示すもので、基準値以下であれば、ほぼ無色な水です。
	51	濁度	2度以下	水の濁りの程度を示すもので、基準値以下であれば、ほぼ透明な水です。